

# デジタル社会の実現に向けた重点計画

(令和3年(2021年)12月24日 閣議決定)

## (初等中等教育関連部分抜粋)

### 第1 はじめに ～重点計画の目的～

我が国では、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法<sup>1</sup>(IT基本法)の制定以降、インターネット等のネットワーク環境の整備は相当程度進展したものの、デジタル技術の進展に伴い、その重要性・多様性・容量が爆発的に増大した「データ」については、生成・流通・活用など全ての側面において環境整備が十分ではなかった。

こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症への対応において、国や地方の情報システムが個々にバラバラで十分な連携がなされていなかったこと、マイナンバー等のデジタル基盤に関する制度や手続の所掌が複数府省庁に分散していたこと、各府省庁で所管業界を対象としたデータ利活用の推進等が図られたものの府省横断的な視点が十分ではなかったことなどにより、行政機関同士の不十分なシステム連携に伴う行政の非効率や、度重なるシステムトラブルの発生など、官民においてデジタル化をめぐる様々な課題が明らかになった。

海外においては、コロナ禍以前から、民間部門において、データを効果的に生成・収集・利活用する企業が続々と勃興、プラットフォーム効果とあいまって急激な成長、技術革新を遂げているだけでなく、政府を始めとする公的部門においてもデータの活用が進展し、新型コロナウイルス感染症対応の多くの場面において我が国との差異が顕在化したところである。

こうしたデジタル技術の高度化に対応することなく、場当たりの・継ぎ接ぎ的な対応をしている限り、我が国は世界の趨勢に乗り遅れ、国際競争力の低下を招くとの認識の下、昨年「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」<sup>2</sup>(以下「デジタル改革基本方針」という。)が策定され、令和3年(2021年)9月1日、デジタル庁が発足した。

デジタル庁の創設により我が国の情報システム整備体制は相当程度整備されたが、これは我が国におけるデジタル社会の実現に向けた第一歩にすぎない。今後、デジタル庁の更なる体制強化を図りつつ、グローバルレベルのデジタル社会を実現するためには、将来的なデジタル社会の目指す姿、ビジョンを描き、その実現に向けて、関係者が一丸となって取組を進める必要がある。このため、デジタル庁において令和3年(2021年)9月から「デジタル社会構想会議」<sup>3</sup>を開催し、今後のデジタル社会の在り方等について調査審議を進めることとした。

<sup>1</sup> 平成12年法律第144号

<sup>2</sup> 令和2年12月25日閣議決定

<sup>3</sup> 令和3年9月7日デジタル大臣決定

デジタル社会の目指す姿を実現するためには、単に国や地方公共団体の情報システムを改革するだけでは不可能である。規制・制度、行政や人材の在り方まで含めて本格的な構造改革を行わなければ、そもそもデジタル化を進めることも困難であり、ましてや、その恩恵を国民や事業者が享受することもできない。このため、令和3年（2021年）11月から内閣総理大臣を会長とする「デジタル臨時行政調査会」<sup>4</sup>を開催し、デジタル改革、規制改革、行政改革といった構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進することとした。

また、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受するためには、構造改革だけでも不十分であり、実際にデジタル技術の実装を通じて地方が抱える課題を解決することで、地域の暮らしの向上、産業の活性化、持続可能な社会の実現、幸福度の増大を図る必要がある。そのため、令和3年（2021年）11月から内閣総理大臣を議長とする「デジタル田園都市国家構想実現会議」<sup>5</sup>を開催し、地方創生におけるこれまでの取組や成果などを十分に踏まえながら、デジタル化の恩恵を日本全国津々浦々にまでに広げ、根付かせるための取組を強力に推進することとした。

さらに、グローバル化とデジタル化があいまって進展し、データの重要性が飛躍的に高まる中で、デジタル化のもたらすプライバシーやセキュリティ上の懸念、情報の極端な偏在、競争上の課題などが世界的に顕在化している。

我が国は、データがもたらす価値を最大限引き出すには、プライバシーやセキュリティ等への適切な対処により信頼を維持・構築することが、国境を越えた自由なデータ流通を促進することを可能にするとの認識の下、令和元年（2019年）に「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」<sup>6</sup>の概念を提唱したが、今こそ DFFT 推進に向けた具体的成果の創出が求められている。令和5年（2023年）の G7 日本議長年も見据えて、我が国が DFFT の推進をリードしていくこととする。

我が国のデジタル化の歩みを振り返ると、20年前には、インターネットを始めとするネットワークの構築が IT 戦略の中心となっていたが、その後の環境変化を踏まえ今日では、国民一人ひとりにどのようなサービスを提供することができるかといった点が重要であり、我が国の成長戦略の視点も大きく変革している。

我が国のデジタル改革は、緒に就いたばかりであるが、この重点計画は、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記したものであり、デジタル庁を始めとする各府省庁がデジタル化のための構造改革や個別の施策に取り組み、また、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となるものである。

よって、まずこの計画に記載した施策については、その利用者である国民や事業者等の視点を重視し、施策のスケジュールや指標（KPI）を可能な限り設定しつつ、定期的に進捗状況や成果等のフォローアップを行い、着実に進めていくこととする。

<sup>4</sup> 令和3年11月9日内閣総理大臣決裁

<sup>5</sup> 令和3年11月9日内閣総理大臣決裁

<sup>6</sup> デジタル時代の競争力の源泉である「データ」について、プライバシーやセキュリティ、知的財産等に関する課題に対処することで、国内外において自由なデータ流通を促進させ、消費者及びビジネスの信頼を強化するという考え方。

そして、同時に、この計画に記載した我が国が目指すべきデジタル社会を実現するため、この計画に記載した「デジタル原則」に基づき、必要となる施策等の追加・見直しの検討・整理を進めることとする。

具体的には、令和4年（2022年）の年央に向け、「デジタル社会構想会議」、「デジタル臨時行政調査会」、「デジタル田園都市国家構想実現会議」それぞれにおける検討・取組を進めるとともに、これらと連動して、デジタル庁が司令塔となり、各府省庁と緊密に連携・協力して、必要となる施策等の追加・見直しの検討・整理を行う。

その上で、令和4年（2022年）の年央を目途に、この計画をバージョンアップさせた、次期の重点計画を策定することを目指すこととする。

## 第2 デジタルにより目指す社会の姿

デジタル改革基本方針では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げており、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることに繋がる<sup>7</sup>としている。そして、それは政府全体の目標である Society 5.0<sup>7</sup>の実現にも直接資するものである。

「目指す社会の姿」を実現するためには、①デジタル化による成長戦略、②医療・教育・防災・こども<sup>8</sup>等の準公共分野のデジタル化、③デジタル化による地域の活性化、④誰一人取り残されないデジタル社会、⑤デジタル人材の育成・確保、⑥DFFTの推進を始めとする国際戦略を推進することが求められる。それらに関するデジタル社会構想会議における議論を踏まえ、分野ごとの目指すべき社会の姿、その実現に向けた手法、留意点について当面以下1.～6.の方針で施策を展開することとする。

その際、誕生したばかりの新生児から高齢者に至るまで、人生100年の時代におけるあらゆるライフステージにおいて、我が国の未来を支えるこども達一人ひとりに最適な教育の提供、人を惹き付ける魅力的な仕事の創出、生涯を通じたゆとりと安心のある暮らしの実現など、国民一人ひとりが、デジタル技術の恩恵によってそれぞれのライフスタイルやニーズに合った心豊かな暮らしを営むことができるよう、「個人を支える」デジタル化の実現を目指



すものとする。

さらに、デジタルにより地域が直面する様々な課題を解決し、デジタル田園都市国家構想の実現に寄与する「地域を支える」デジタル化、デジタル改革・規制改革・行政改革といった構造改革を推進し、我が国の経済成長に貢献する「産業を支える」デジタル化、国や地方が共通して使うことのできるデジタル基盤を整備し、効率的な行政運営を実現する「国を支

<sup>7</sup> フィジカル空間(現実空間)とサイバー空間(仮想空間)を高度に融合させたシステム(デジタルツイン)を前提とした、経済発展と社会的課題の解決を両立(新たな価値を創出)する人間中心の社会であり、豊かな人間社会を支えるもの。

<sup>8</sup> この計画では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針 ～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(令和3年12月21日閣議決定)に倣い、法令上の用語や既存の研究会・調査等を引用している場合を除き、「こども」という表記を使用する。

える」デジタル化、DFFTの推進により、信頼を維持しつつデータがもたらす価値を最大限に引き出す「世界を支える」デジタル化の実現も併せて目指すものとする。

## 1. デジタル化による成長戦略

「はじめに」で示したように、新型コロナウイルス感染症への対応でデジタル化をめぐる様々な課題が顕在化した今こそ、デジタル化を一気に進め、社会課題を解決する必要がある。デジタルの可能性を最大限に引き出すことは、一つ一つの産業の成長はもとより、我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現の上でも不可欠といえる。すなわち、デジタルの力によって、場所を問わず、年齢を問わず、国民一人ひとりが多様な選択肢を持ちながら質の高い生活を送ることができ、ライフステージに合った最適なサービスを選択することのできる社会の実現が可能となり、さらには、自然災害や感染症等の事態に対して強靱な社会の実現が可能となる。逆にいえば、今、覚悟を決めてデジタルを最大限活用して課題解決を図らなければ、我が国が世界最先端のデジタル国家になることはおろか、世界に伍していくことももはや不可能というマインドセットへの転換を図る必要がある。

加えて、少子高齢化や地域の人口減少が進む我が国においては、データを智恵・価値・競争力の源泉であるとともに、課題先進国である日本の社会課題を解決する切り札と位置付ける。また、デジタルによる国や地方公共団体の情報システムの刷新に加えて、デジタルに合致していない規制・制度、行政や人材の在り方も含む本格的な構造改革を行う必要がある。

このような課題意識の下、官民でデジタルファーストの原則を業務の進め方も含めて徹底することにより、社会全体の生産性の向上を図るとともに、デジタル化により蓄積されたデータを活用した政策決定や、官民のデータの流通・活用を通じて社会の効率性や創造性を高め、結果として、国民一人ひとりのニーズやライフスタイルに合ったサービスが提供される豊かな社会、継続的に力強く成長する社会の実現を目指す。

デジタルファーストの原則を法制面から徹底するため、社会にデジタル技術を実装する際の原則を確立し、法令が原則に適合したものであるかを確認するプロセスや体制の在り方について検討することとする。

創造性の高い社会を構築するためには、国は地方公共団体や民間との連携の在り方を含めたアーキテクチャの設計やデータの標準化を推進し、上位のレイヤーは民間の活力・創意工夫を最大限に活用するといった役割分担を明確にすることも重要である。

また、こうした社会の基盤として、識別子としてのマイナンバーと、本人確認・認証手段としてのマイナンバーカードを峻別した上で、デジタル社会におけるIDであるマイナンバーの利用の拡大を図るとともに、継続的な発展に向けて、マイナンバーカードによる認証を利用した行政サービスを民間が後押しするための仕掛け、つまりはライフイベントにおいて、行政サービスと民間事業者のビジネスの恩恵を、国民一人ひとりが官民システムの連携を通じて享受できる社会の実現を目指す。あわせて、オープンデータの活用の徹底<sup>9</sup>や様々なプラットフォームの連携・拡大に取り組む。

<sup>9</sup> RESAS(Regional Economy Society Analyzing System:地域経済分析システム)を含む。

さらに、マイナンバーカードの持つ機能をデジタルデバイスにアプリ等として搭載するなど、物理的にカードを持ち歩くことなくデジタルデバイスによってサービスが完結することにより、より一層のマイナンバーカードの普及や当該サービスの利用が期待できる。

加えて、5G や光ファイバなどのインフラを全国的に整備した上で、デジタル技術を活用した自動配送・遠隔医療・オンライン教育の実施などのサービスを実装すること、データを活用することにより健康・医療・介護、教育、防災等の準公共分野を始めとする全産業のデジタル化を推し進めること、取引（受発注・請求・決済）等の相互連携分野のデジタル化を通じて中小企業のデジタル化を支援することなど、規制改革の象徴であり、成長戦略の柱である社会全体のデジタル化を進め、産業全体の収益力の強化を図ることが 20 年間停滞してきた我が国の経済の成長のために不可欠である。

一方、経済成長の代償として、他の重要な価値観を軽視するようなことがあってはならない。互いの尊厳や意見が尊重されるような偏りのない公正なデジタル社会や、経済成長と国民の幸福や SDGs といった社会的な道徳の価値が両立した社会の実現も同時に目指していく。

## 2. 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化

健康・医療・介護、教育、防災、こども等の準公共分野は、国民生活に密着している分野であるにもかかわらず、現状では、サービスの提供を受ける利用者の側から見れば、様々な切り口から断片的・画一的なサービスが提供されている状況にあり、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」（目指す姿）になっていない。

今後、各サービスの組合せや変化に対する柔軟性を高め、その結果、サービスの提供を受ける個人が複数のサービスを自らのニーズに応じて自由に組み合わせ、より豊かな生活の実現に向けて暮らしを自らの手で積極的にデザインすることができるような社会、すなわちデジタルの可能性を最大限に引き出すことによって一人ひとりに最適なサービスが提供される社会の実現を目指す。

このため、準公共分野においては、官民間やサービス主体間での分野を越えたデータの提供・共有をデジタル化によって更に進め、地域ごとに設定されたデータの取扱いルールを見直してスケールメリットを発揮できるよう、民間がデータを提供・利活用する際に遵守すべきルールを明確に設定する。

また、国民一人ひとりが最適にサービスを組み合わせ、自由に暮らしをデザインできるような多様なサービスの提供を促進するため、政府が蓄積・収集した準公共分野のデータや民間が保有する準公共分野のデータについては、オープンデータ・バイ・デザイン<sup>10</sup>の考えを徹底することにより民間による積極的な利用を促進するとともに、API・データの公開原則を徹底することにより相互に関連するサービスの官民連携を促進する。

<sup>10</sup> 公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと。

準公共分野における国・地方間のデータ連携・API 連携については、デジタル庁が司令塔となって、連携アーキテクチャの設計も含め全体像を描き、その不断の見直しを行うこと、情報システム間で異なるデータの取扱いルールの特準化や機関ごとに異なる調達基準などの整備を促進すること、基盤となるデータをベース・レジストリとして整備し、行政機関内の共有にとどまらず、民間を含めて広く活用され得るものはオープンデータ化を徹底することなど、データの利活用に関するルールを積極的かつ継続的に見直していくことが求められる。

さらに、各分野におけるデータの積極的な利活用の実現に支障となっている制度や運用を見直すこと、モビリティ、健康・医療・介護、気象、人流等のデータを防災分野において利活用する等、分野横断的なデータ利活用を促進することにより、サービスの質の更なる向上を図る。

その際、国民一人ひとりが安全・安心な環境の下でニーズに合ったサービスを選択できるよう、サイバーセキュリティの確保や個人情報の保護を徹底する。

### 3. デジタル化による地域の活性化

デジタルは、時間と空間の制約を取り払うこともあり、地域が直面する課題を解決する可能性を飛躍的に増大させるだけでなく、データの収集、アイデアや手法の共有・全国展開を容易にする力を持っている。しかしながら、今日ではインフラ整備が不十分であるだけでなく、国と地方、地方と地方、分野と分野の間で、情報システムが個々にバラバラで十分な連携がなされていない、国民や政策ニーズの変化に迅速に対応すべく効果的にデータを収集・活用することができていない、などの課題がある。国民目線、利用者目線で地域のデジタル改革、デジタル実装を進めていくことが求められている。

このような認識の下、国において地方が共通に使える共通基盤を提供することなどにより、地域からデジタル改革、デジタル実装を進め、地方分散型社会の実現、地域における魅力ある多様な就業機会の創出、地方公共団体共同型の課題解決、地域社会の持続可能性の確保等を図り、その結果、「地域が抱える課題が解決され」、一つ一つの地域において長らく大切に培われてきた「地域の魅力が向上する」社会の実現を目指す。

このため、5G や光ファイバのようなインフラ整備、地域におけるデジタル人材の育成を通じたデジタルデバイドや地域間格差の解消、在宅勤務のための環境整備を通じた地域における雇用増加、地域コンテンツの発信強化を通じたエンターテインメントの実現、書面・押印・対面原則の更なる見直しやリモートワークの支援を通じた物理的な職場からの解放の促進など、交付金の活用等により、地域におけるデジタル実装を強力に推進することが必要である。

また、行政手続の簡素化・オンライン化やワンストップ・プッシュ型のサービスの実現などのデジタル化を推進すること、地方公共団体の職員の業務時間やコスト削減を図るための地方公共団体共同型の課題解決をデジタルの活用により実現すること等、地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの実現に向けた取組を推進する。

さらに、地方公共団体がデジタルを介し、自ら課題をオープンにすることで、地域課題の解決に関する提案・共創の募集を促し、スモールビジネスの起業の促進等を通じて都市圏からの若年層の移住や新規ビジネスの創出の促進を図ること、地域におけるアイデアの共有・横展開の実現を図ること等、地域における人材と地域課題のネットワーク化を実現するための取組を推進する。

このように、デジタルを地域づくりに活用することにより、前述の医療・教育・防災・こども等のサービスの質の向上に加え、地域雇用の創出、デジタル化による地域企業の新たな販路開拓、脱炭素化・循環経済への移行の加速などが実現し、都市と同等以上の利便性と、一つ一つの地域が誇る独自の資源を活用した魅力が輝き続ける「デジタル田園都市国家構想」に寄与する。

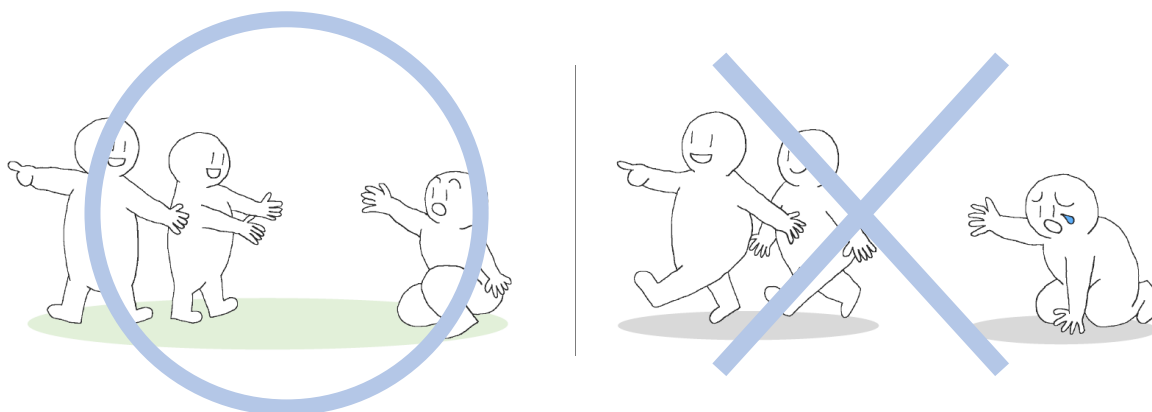
地域におけるデジタル化を進めるに当たっては、情報モラル教育・啓発の充実などを通じた偏りのない公正な社会を目指すとともに、情報システムの整備の在り方が変化する中で、国だけでなく地方公共団体の予算・会計制度などの政策インフラが十分に対応したものであるかについても留意する。

#### 4. 誰一人取り残されないデジタル社会

我が国においては、少子高齢化、人生 100 年時代（高齢者の再活躍等）、男女共同参画（女性の活躍）、様々な障害者への理解促進、在留外国人の増加等を背景に様々な課題が存在する一方、近年、5G、IoT、AI 技術等のデジタル技術が進展し、データのメディア変換も容易になり、自分に合ったスタイル（音声、視線の動き等）でデジタル機器・サービスが利用可能となる等、従来できないと諦めていたことが可能な時代になってきている。

このような状況も踏まえ、地理的な制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況等にかかわらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受することにより、日常生活等の様々な課題を解決し、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指す。

誰もがデジタル化の恩恵の置いてきぼりにならないよう、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指す。





このような社会を実現するには、利用者視点を第一に、デジタル機器・サービスの開発検討段階からサービスデザイン思考で対応し、様々な選択肢を用意することが必要であり、まず、国が地方公共団体等と連携し、率先して取り組む。

また、このような社会は行政機関だけでは実現できないことを国民全体で共有し、例えば、官民のオープンデータ化を一層推進し、国民参加型のオープンガバメントや、地域住民等が官民のオープンデータを活用して地域課題の解決を図る「シビックテック」等を推進することにより、国、地方公共団体、企業・団体、住民等が各々の立場で相互に協力し、「皆で支え合うデジタル共生社会」を官民挙げて構築していくこととする。

このような取組の推進に当たっては、次のような基本的な考え方を共有しつつ対応することが重要である。

- ① 利用者の視点を第一に、UI・UX、アクセシビリティに最大限配慮したデジタル機器・サービスを利用シーンに応じ、様々なニーズも踏まえ、次のようにきめ細かく提供すること。
  - ・デジタル機器等に不慣れな人にも分かりやすく、使いたくなる UI・UX のデザイン思考を追求すること。
  - ・単一障害専用ではなく、重度・重複障害も意識した複数障害に対応するとともに、サイロ化せず汎用性を確保したデジタル機器・サービスとすること(汎用的機器との API 連携の促進等)。
  - ・デジタル機器・サービスに不慣れな人のほか、機器等の利用が困難な人や利用しない人も、窓口での行政手続の負担軽減を始め、デジタル化の恩恵を実感できること。
- ② 高齢者や障害者に対してデジタル機器・サービスの利用を支援する場合、機器等の操作方法等とともに、機器等で何ができて、どのような課題を解決できるかを分かりやすく情報共有すること。
- ③ 障害者を対象とするデジタル機器・サービスのアクセシビリティ確保は、高齢者のフレイル対策<sup>11</sup>、社会参加に資するのみならず、こどもを含む幅広い国民一般にその利便性が裨益するものであり、新たなイノベーション創出や市場形成に繋がること。
- ④ デジタル市場自体は国際性を内包していることから、アクセシビリティに係るガイドラインやその実効性の確保に関し、法的措置も含め、国際的な整合性を図りつつ対応すること。また、そのことが我が国企業等による関連技術やアイデアを生かした国際競争力の強化にも繋がること。
- ⑤ デジタル化のメリットのみならず、SNS 等を通じた誹謗中傷、社会の分断化等の負の影響についても社会全体として情報共有を促進し、国内外を問わず、安全・安心なデジタル社会を実現していくこと。

このような基本的な考え方を共通認識としつつ、「皆で支え合うデジタル共生社会」の環境整備に向けた取組を官民挙げて推進することが必要である（「皆で支え合うデジタル共生社会」の環境整備に向けた具体的な施策について、以下を参照。）。

<sup>11</sup> 年齢を重ねることで身体や心の働きが低下し要介護に近づきつつある状態(フレイル)を予防・改善するための様々な取組をいう。

SNS 等による誹謗中傷や社会の分断化等、デジタルの負の側面への対応としては、事業者による削除等の自主的な取組を原則としつつ、情報モラルに関する教育や啓発活動、被害者のためのアフターケアの強化等、負の側面の影響を最小化する施策を総合的に展開することが必要である。

また、デジタル社会における情報リテラシー、人権・プライバシー・アイデンティティ等に係る意識改革に向け、デジタル・インテリジェンス<sup>12</sup>に関する国際的な取組も参考に、民間団体等の活動も支援しつつ、国や地方公共団体においてもその普及啓発を促進していく必要がある。

以上のような総合的な取組は、「心豊かな暮らし」(Well-being) や「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability) の実現に寄与するものであり、その実効性確保の観点から、デジタル化による利便性向上や利活用の実態等をできる限り可視化することが重要である。

特に、国や地方公共団体等の取組については、EBPM の考え方にに基づき、定量的な費用対効果の測定方法等を検討し、適時適切に不断の見直しを行いつつ、実効性を確保していく必要がある。

(略)

## 5. デジタル人材の育成・確保

デジタル社会においても主役は「人」である。デジタル改革やデジタル実装を進めていくためには、その担い手となる人材の充実が不可欠であるが、現状では、社会全体に必要なデジタル人材が質・量ともに充実しているとは言いがたく、人材全体の底上げや裾野の広がり、専門人材の育成・確保を同時に推進することが求められている。

国民一人ひとりがそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じて必要となるデジタルリテラシーを向上させることのできる環境、そうしたリテラシーを基盤とした課題解決能力を有する優秀な人材が民間、地方公共団体、国を行き来しながらキャリアを積むことができる環境、人材の創造性をあらゆる場で生かすことのできる環境の整備などを進めることにより、我が国のデジタル人材の底上げと専門性の向上を図り、デジタル人材が育成・確保されるデジタル社会の実現を目指す。

このため、まずは、デジタル庁自身が、デジタル人材の能力を最大限生かし、引き出せる組織となるとともに、多様な経験を積むことが可能な場となる必要がある。

また、行政機関におけるデジタル人材の育成・確保を図るとともに、優秀なデジタル人材が官民学を行き来できる環境を整備し、外部組織や外部デジタル人材との協力によるデジタル化を実現する。

<sup>12</sup> デジタルリテラシーやデジタルスキル等の総称。令和3年(2021年)1月、IEEE(Institute of Electrical and Electronics Engineers)がデジタル・インテリジェンスに関する標準文書を発行している。

さらに、初等中等教育におけるプログラミング教育の充実、大学・高等専門学校等における社会ニーズに沿った実践的なプログラムの実施など、国民がライフステージに応じたICTスキルを継続的に学べるような環境を整備する。

エンジニアやイノベーターなどのデジタル社会の発展を担う専門的・創造的なデジタル人材については、我が国で国際的に見て官民いずれの領域においても質・量ともに不足しているため、学校教育から社会人までにわたる教育とのシンクロを図ることに加え、デジタル人材のスキル標準の充実・活用により企業経営層の意識変革と企業のビジネスモデルの改革を促しつつ、デジタル人材が民間、地方公共団体、国を行き来しながらキャリアを積むことのできる環境を整備すること、デジタル人材の待遇の向上や海外に拠点を置くデジタル人材の積極的な活用の促進等により世界のデジタル人材が日本を目指し活躍する環境を整備することが必要である。加えて、地域におけるデジタル人材については、地方分散型社会の実現を通じてデジタル人材の地域偏在を是正することや、デジタル化をめぐる地域の多様なニーズに応える市場を形成することを通じて、その育成を図ることが求められる。

これらの前提として、グローバル水準の最先端スキルの前提として英語力を含む国際性が求められることや、アジャイル開発やオープンソースの利用が主流になっていることなど、情報システムの開発や利用を取り巻く環境の変化を踏まえ、目指す社会の実現に必要な人材像や人数等を検討し、その結果を公表することにより、我が国のデジタル人材の育成・確保に関する深刻な状況を広く共有し、地域におけるデジタル人材の育成やデジタル分野のジェンダーギャップの解消、外国人人材の活用の在り方も含め、官民学の様々な主体による実効性のある対策に繋げられるようにする。

## 6. DFFT の推進を始めとする国際戦略

(略)

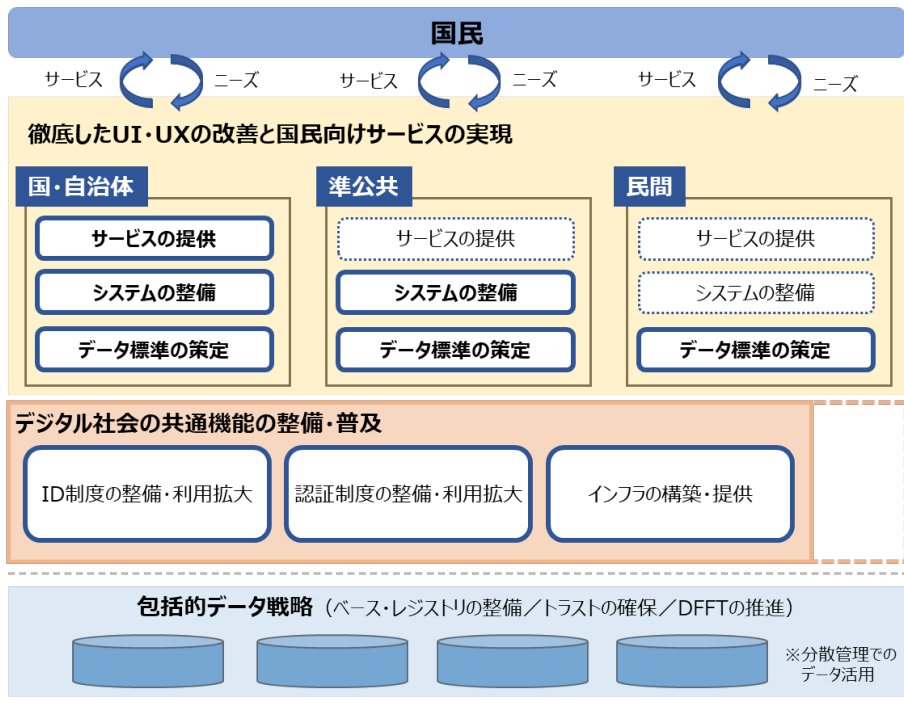
### 第3 司令塔としてのデジタル庁の役割

上記のような社会の実現に向けて、国、地方公共団体、事業者が連携・協力しながら社会全体のデジタル化を推進していく際に、デジタル庁は、デジタル社会の実現に関する司令塔として、利用者目線で適切にニーズをくみ取ったサービスを提供することによる国民の利便性の向上や、デジタル基盤やデータ流通環境の整備、行政や公共分野におけるサービスの質の向上、デジタル人材の育成・確保、教育・学習の振興、安心して参加できるデジタル社会の実現を図るため、主として次の施策について主導的な役割を担い、関係者によるデジタル化の取組を牽引<sup>けん</sup>していく。

また、デジタル改革、規制改革、行政改革といったデジタル時代にふさわしい構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進するとともに、デジタル田園都市国家構想の実現においても内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局と連携としてデジタル技術を地域の暮らしや産業に実装するなど、重要な役割を担っていく。

- ① 国、地方公共団体、民間・準公共分野を含むデジタル社会のトータルデザインを描き、国民が体感できる形で早期にその実現を図ること。
- ② 国の情報システムに関し、整備・管理の基本的な方針（情報システム整備方針<sup>13</sup>）を策定し、情報システム予算の一括計上をベースとして、情報システムの整備・管理に関するプロジェクトを統括・監理すること。重要なシステムについては自ら整備すること。
- ③ 地方共通のデジタル基盤に関し、全国規模のクラウド移行に向けて、総務省と連携して、地方公共団体の情報システムの統一・標準化に関する企画と総合調整を行い、政府全体の方針の策定と推進を担うほか、国から補助金が交付されるシステムに関する統括・監理を行うこと。
- ④ マイナンバーの利用拡大に向けた取組など、ID・認証の基盤であるマイナンバー制度全般の企画立案を一元的に行うこと。
- ⑤ 民間・準公共分野のデジタル化支援として、情報システムの相互連携のための標準の整備・普及等を行うとともに、情報システム整備方針において準公共分野に係る留意事項を示し、補助金の交付される情報システムについて統括・監理を行うこと。
- ⑥ 個人や法人を一意に特定し識別する ID 制度や、情報とその発信者の真正性等を保証する認証制度の企画立案を関係法令所管府省庁と共管するとともに、ベース・レジストリの整備を含む包括的データ戦略を推進すること。
- ⑦ サイバーセキュリティの専門チームを置き、デジタル庁が整備・運用するシステムを中心に検証・監査を実施すること。
- ⑧ デジタル改革を牽引<sup>けん</sup>する人材を確保し、民間、地方公共団体、国を行き来しながらキャリアを積むことのできる環境を整備すること。
- ⑨ 関係府省庁、諸外国政府等と連携しつつ、DFFT の推進を始めとする国際戦略を推進すること。

<sup>13</sup> 情報システムの整備及び管理の基本的な方針(第6 5. (1)⑧ア 参照)。



これらを効果的に実施するため、

- 官民を挙げた人材の確保・育成
- 新技術を活用するための調達・規制の改革
- 国民の利便性向上の前提としての、
- アクセシビリティの確保
- 安全・安心の確保
- 研究開発・実証の推進
- 計画の検証・評価

- デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現出来る社会
- 誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化
- デジタルを意識しないデジタル社会

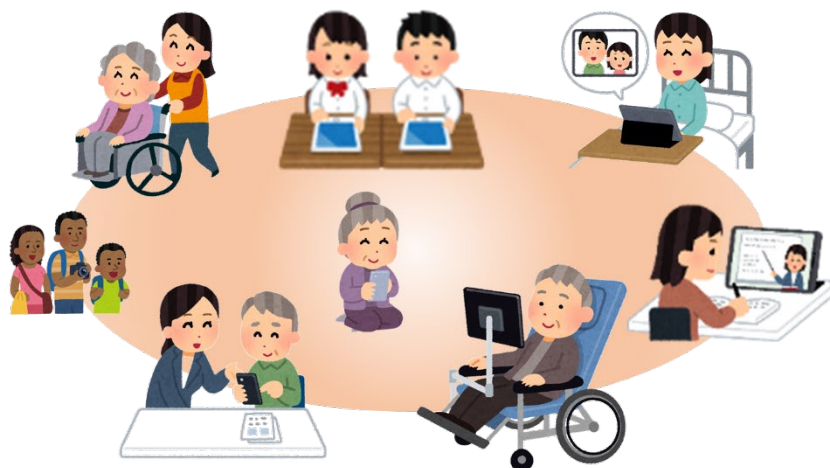
## 第4 デジタル社会の実現に向けての理念・原則

### 1. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現

#### 【目指す姿】

- ・「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現に向けて、個々人の多種多様な環境やニーズ等を踏まえて、利用者目線できめ細かく対応していくにより、誰もが、いつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を享受できるようにする。

障害の有無、年齢、所得、地域、国籍等にかかわらず



デジタル化の恩恵を享受できる社会

「誰一人取り残されない」デジタル化を進めていく上では、デジタル機器・サービスの操作性のみならず、これらの機器・サービスを通じて個々の利用者の利便性の向上や課題の解決をいかに図っていくか、常に利用者視点で、各々の社会環境や日常生活、ライフステージ等を具体的にイメージしつつ、きめ細かく対応していくことが重要である。

このため、デジタル機器・サービスに慣れていない方のみならず、自らはこれらを利用しない方も含め、デジタル化により実現される迅速かつ円滑な行政サービスの提供を始め、デジタル化の恩恵をあらゆる人が享受できる環境を整備することが必要である。

このような観点から、利用者視点に基づくサービスデザイン体制を官民挙げて確立しつつ、デジタルデバイドの是正やデジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備（地理的な制約、年齢、障害の有無等の心身の状態、経済的な状況その他の要因に基づく高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会又は必要な能力における格差の是正）<sup>14</sup>を促進するため、以下の取組を推進し、国、地方公共団体、企業、国民等が皆で支え合うデジタル共生社会を実現していく。

#### ① 利用者視点でのサービスデザイン体制の確立

官民挙げて利用者視点でのサービスデザイン体制を確立していく観点から、特に、行政機関等が提供するサービスにおける UI・UX、アクセシビリティを確保することは

<sup>14</sup> デジタル社会形成基本法(令和3年法律第 35 号)第8条(利用の機会等の格差の是正)、第 23 条(高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用の機会の確保)及び第 24 条(教育及び学習の振興)等

喫緊の課題であり、行政機関等には、各種サービスの検討段階から多種多様な利用者を想定したデザイン思考に基づく対応等が求められる。

このため、デジタル庁が率先し、サービスデザインに係る職員の意識改革や専門人材の活用等、デジタル庁におけるサービスデザイン体制を確立するための取組を積極的に推進するとともに、これらの取組について他の政府機関等に対し横展開を図る。

## ② デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備

(略)

## ③ 皆で支え合うデジタル共生社会の実現

(略)

地域で子ども達がプログラミング等の ICT 活用スキルを学び合う機会を提供する「地域 ICT クラブ」について、令和 4 年度（2022 年度）は、オンライン環境下での地域の学びを促進するとともに、今後もオンラインの活用やネットワーク化の検討を通じて、更なる広がりに向けた普及促進を図る。

(略)

## ④ 経済的事実等に基づく格差の是正

(略)

また、経済的格差等によって子ども達の教育格差、学力格差が生じることのないよう、全国の学校における ICT 環境の整備とそれを活用するための ICT 支援人材の学校への配置促進、低所得世帯向けの通信環境の整備を図る。

## ⑤ 「言葉の壁」の克服

(略)

## ⑥ 情報通信ネットワークの利用環境に係る格差の是正

在宅学習・在宅勤務・オンライン診療等の利用環境に係る地域間格差の解消を図るため、引き続き、離島も含めた全国的な光ファイバ整備を推進する（令和 3 年度（2021 年度）末までに未整備世帯は約 17 万世帯となる見込み。）。また、どこにいても確実に災害情報を得られるような環境を整備するため、ケーブルテレビネットワークの光化を推進する。

## 2. デジタル社会形成のための基本原則

デジタル改革基本方針では、デジタル社会を形成するための基本原則として、以下の 10 原則を掲げている。

① オープン・透明

⑥ 迅速・柔軟

② 公平・倫理

⑦ 包摂・多様性

③ 安全・安心

⑧ 浸透

④継続・安定・強<sup>じん</sup>靱

⑨新たな価値の創造

⑤社会課題の解決

⑩飛躍・国際貢献

また、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律<sup>15</sup>（以下「デジタル手続法」という。）では、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則（①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする、及び③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化実施を原則としている。

デジタル社会の実現に向けては、こうした基本的な原則に則して取組を進めるものとする。

（略）

---

<sup>15</sup> 平成14年法律第151号



## 第5 デジタル化の基本戦略

### 1. デジタル社会の実現に向けた構造改革

デジタル社会の目指す姿を実現する上では、国や地方公共団体の情報システムだけの改革に取り組むだけでは、書面や対面などデジタル活用を前提としていない規制・制度や行政組織の縦割りによって一部だけのサイロ化されたデジタル化しか達成することができない場合が多く、不十分である。デジタル改革と、規制・制度、行政や人材の在り方まで含めた本格的な構造改革を行うことで、デジタル社会を実現し、その恩恵を多様な個人や事業者が享受することができるようにするべきである。こうした問題意識の下、令和3年（2021年）11月に内閣総理大臣を会長とする「デジタル臨時行政調査会」が創設され、デジタル改革、規制改革、行政改革といった構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進し、国民や地域に寄り添うとともに個人や事業者がその能力を最大限発揮できる社会をデジタルの力で実現していくこととなった。

#### (1) デジタル原則

デジタル臨時行政調査会において、今後のデジタル社会を構築する上で必要となるデジタル改革・規制改革・行政改革に通底すべき、以下のデジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則が提示された。

##### ① デジタル完結・自動化原則

書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。

##### ② アジャイルガバナンス原則（機動的で柔軟なガバナンス）

一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。

##### ③ 官民連携原則

公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。

##### ④ 相互運用性確保原則

官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。

##### ⑤ 共通基盤利用原則

ID、ベース・レジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

## 構造改革のためのデジタル原則の全体像

○「包括的データ戦略」（令和3年6月）にて提示された7層のアーキテクチャを参考に、**デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則**を整理。

| 第7層 新たな価値の創出    |   | 改革を通じて実現すべき価値<br>(デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱<br>⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)                    |
|-----------------|---|---|
| アーキテクチャ         |   | 構造改革のためのデジタル原則  |
| 第6層 業務改革・BPR/組織 | <b>原則①<br/>デジタル完結・自動化原則</b>                   | 書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること<br>国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。            |
| 第5層 ルール         | <b>原則②<br/>アジャイルガバナンス原則</b><br>(機動的で柔軟なガバナンス) | 一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。 |
| 第4層 利活用環境       | <b>原則③<br/>官民連携原則</b><br>(GtoBtoCモデル)         | 公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。  |
| 第3層 連携基盤        | <b>原則④<br/>相互運用性確保原則</b>                      | 官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを楽しむよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。   |
| 第2層 データ         | <b>原則⑤<br/>共通基盤利用原則</b>                       | ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。                                    |
| 第1層 インフラ        |   |   |

### (2) デジタル原則への適合性の確認

#### ① 規制改革

今後、デジタル臨時行政調査会においては、デジタル改革基本方針やデジタル手続法の基本原則も踏まえつつ策定されたデジタル原則を踏まえて、全ての法令・通達等について、デジタル原則適合性の確認・検証を行い、原則適合性が確認されなかった制度等について、適合性確保のための一括的な改訂方針を令和4年(2022年)春を目途に取りまとめる。

なお、デジタル原則を踏まえて、一括的な改正を待たずとも政令・省令・通知等、可能な制度改革については、令和4年(2022年)当初から、速やかに着手する。

また、こうした改革を進めつつ、新規法令のデジタル原則への適合性の確認プロセス・体制の検討を行う。あわせて、地方公共団体におけるデジタル原則に沿った取組の推進方策についても検討を進める。

#### ② 行政改革

制度改革と連動し、制度の運営主体となる行政組織及びデジタル基盤についてもデジタル原則への適合性を確保するための一体的な改革を行うことが重要であり、改革方針を検討する。

行政改革について、これまでの EBPM の取組を一層推進・強化することに加え、先行き不透明で状況が常に変化するような課題に対しても、共通基盤の利用確保などデータ利活用環境を整備し、データを活用しつつスピーディに政策サイクルを回しながら柔軟に対応できる、アジャイル型政策形成・政策評価の在り方とその方策について検討する。また、データに基づく柔軟で継続的なアジャイルガバナンスに向け、行政組織・調達制度を含め行政全般の再設計を検討する。具体的には、例えば、EBPM に関する諸外国の先進事例も勘案しつつ、エビデンスとなるデータを継続的かつリアルタイムで取得する取組や、政府に集約されたデータは機械判別可能なものとしオープンデータ化する取組を検討する。データ活用に当たっては、行政機関のみならず、民間保有データを含めて最大限データ活用することとし、官民を問わず有用なデータ項目を特定、政策形成、政策評価に活用できる体系の検討を行う。

また、行政改革の推進においては、国だけでなく、地方公共団体も、住民に対する具体的な行政手続や内部手続を多く抱えており、デジタルシフトによる事務効率化の効果が多大に見込まれ、組織文化作りと具体的な対応について、必要な資源を確保しつつ推進することが重要である。

### ③ デジタル改革

デジタル基盤について、デジタル原則を踏まえて、積極的に見直すべき国民向けのサービスを洗い出し、例えば、マイナンバーを利用した各種行政サービスの在り方や、医療・教育・防災・こども分野などでの準公共サービスについて、国民目線に立った見直しの方針を定め、関係府省庁とともにその実現を進めていく。また、こうした新たなサービスを担うデジタル人材の育成方策について、STEAM 教育から、大学での高度デジタル人材の育成、社会人のリカレント教育まで、各層にわたるデジタル人材の育成強化方策について検討する。加えて、デジタル人材が民間、地方公共団体、国を行き来しながらキャリアを積むことのできる環境を整備する。

上記デジタル改革・規制改革・行政改革を実行するに当たり、各府省庁は、デジタル庁とともに、必要な改革の実現に向け努めることとする。

### (3) デジタル・規制・行政の一体改革によりもたらされるデジタル社会

以上のようなデジタル・規制・行政の一体的改革を進めることにより、様々な現場における人手不足への対応、多様な生き方を可能とする社会の実現、個人・事業者が新たなチャレンジを行うことによる成長の実現を図る。例えば、データを活用することにより、年齢・資格・居住地等に基づく一律的な規律や画一的な公共サービスではなく、個人や事業者の個別の状況や能力に応じた柔軟な規律や、多様でニーズに対応できる公共サービスを実現する。

## 2. デジタル田園都市国家構想の実現

### (1) 目指すべきデジタル田園都市国家

地方に稼げる産業を作り、地方に新たな人の流れを生み出す取組は、これまでも地方創生の支援策の中で様々な形で試みられてきた。しかし、デジタルの活用に関しては、共通のデジタル基盤がない中で、各地域でそれぞれの取組が展開されており、デジタル人材の不足もあいまって、本来であれば可能なはずの、地域の個性を生かしながら、都市部に負けない生産性や利便性を実現するには至っていない。全てを地方の自主性に委ねるアプローチではなく、共通のデジタル基盤の上でデジタルを活用するという異なるアプローチが必要となっている。

このため、まずは、デジタルの力を全面的に活用し、「地域の個性と豊かさを生かしつつ」、「都市部に負けない生産性・利便性」も兼ね備えた「デジタル田園都市国家構想」の実現を目指す。

その実現に当たり、国は、我が国経済の成熟化、少子高齢化、そしてデジタル化が進む中で、「デジタル全国総合開発計画」とでも呼ぶべき、デジタル基盤の徹底した整備を先導することとする。他方、地方は、国のリードにより整備されるデジタル基盤を活用しつつ、多様なサービスの開発と暮らしへの実装に取り組むこととする。これにより、国と地方は力を合わせて、都会では十分に実現できなかった、「心豊かな暮らし」(Well-being)と、「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability)を実現し、ひいては、新たな暮らしとイノベーションを地方発で生み出すことを目指す。

なお、世界は今、都市の包摂性に着目し、貧困問題や環境問題などと増加する都市人口の両立を図る都市づくりに大きな注目を寄せている。安全・安心でクリーンなまちづくりは、本来我が国が得意とする分野であり、デジタル技術によって強化されたデジタル田園都市は、今後、大きな国際競争力を生み出すポテンシャルがあることに留意する。

### (2) デジタル田園都市国家を目指すに当たっての基本的考え方

デジタルの力を有効に活用するためには、5G などの高度なネットワークの整備を促進するとともに、マイナポータル、統合 ID 基盤、ガバメントクラウドなどの共通に必要なデジタル基盤を、地域の自主性のみ任せず、国が積極的に整備していくことが必要である。他方、地方の側は、こうした共通デジタル基盤の活用を前提に、その個性やニーズを積極的に生かした、地域の実情に即した多様なサービスを展開することが期待される。

このため、デジタル田園都市国家構想の実現に当たっては、各府省庁の施策を総動員し、共通デジタル基盤の整備を国が積極的に進めていく一方、それを活用した新たなサービスの開発と暮らしへの実装に関しては、地方がリードをとって、官民学が力を合わせながら、各府省庁の施策とも積極的に連携し、その実現を図っていくこととする。

具体的には、相互運用性の確保を始めとするデジタル原則の遵守や、オープンなデータ基盤の活用を進めていくことを前提としつつ、各地域における特定されたビジョンの実現や社会的課題の解決などに向け、複数の事業者や市民が連携して取り組む活動に対して、支援を行う。その際には、スーパーシティ構想、スマートシティ・プロジェクト、地域の脱炭素化を始めとする地域経済循環プロジェクト、スマートヘルス、防災、スマートホーム、スマート農業、公共施設・空間のデジタル化など、様々な切り口からの各府省庁の施策を総動員して、国、地方公共団体、産業界、大学、市民など全てのセクタ

一を巻き込みつつ、デジタル田園都市国家構想の実現を図っていくこととする。

同時に、デジタル技術の活用が、結果として、高齢者、障害者等も含め住民や地域社会等にとって「冷たいデジタル化」とならないよう、全ての地方公共団体が容易に活用できる政策カタログ（身近な日常生活で実感できるデジタルの恩恵の具体事例等）を作成し、全ての地方公共団体において、住民や地域社会等がデジタル化の成功体験を得られるよう支援することとする。地方発で開発・実装の進んだ優れた取組やシステムが、速やかに全国展開し、地域発のイノベーションを積極的に実現できるよう、大学や高等専門学校を核とした、新たな官民の人材環流や、スタートアップ企業の創出に向けた環境整備を進めていくこととする。

### **(3) デジタル田園都市国家を目指すための主立った取組**

デジタル田園都市国家構想の実現に向け、具体的には以下のような取組を推進する。

#### **① 地方を支えるデジタル基盤の整備**

インフラシェアリングなどの手法も活用し、5Gなどの高度なネットワークの普及の整備を促進するとともに、マイナポータル、海底ケーブル、データセンター、データ連携基盤、統合ID基盤、ガバメントソリューションサービス、ガバメントクラウド、様々なサービスに活用できる窓口・認証機能など、デジタル田園都市国家構想を推進するに当たり共通に必要なデジタル基盤を、デジタル庁が指定するアーキテクチャ等に従って、各府省庁の施策を総動員し、早急に整備を行う。

#### **② 地方の課題を解決するデジタルサービスの生活への実装**

狭い意味での「まちづくり」にこだわらず、相互運用性の確保を始めとするデジタル原則の遵守や、オープンなデータ基盤の活用を進めていくことを前提としつつ、各地域における特定されたビジョンの実現や社会的課題の解決などに向け、複数の事業者や市民や大学・高等専門学校などが連携し、官民も一丸となってデジタルを活用したサービスを構築し、生活への実装を進める取組を支援する。

#### **③ デジタル人材の育成、地方への新たな人の流れの強化**

デジタル田園都市国家構想を担う、新たなデジタルサービスや行政サービスを担う人材や、事業主体、行政機関の能力の開発・育成を行うとともに、官民学の間での人材の流動性の確保、都市部から地方への新たな人の流れを生み出すための取組を行う。

具体的には、各府省庁の施策を総動員し、STEAM教育からリカレント教育まで、全ての世代にわたってきめ細かくデジタル人材の育成を進めるとともに、官民連携したサテライトオフィスの設置や地方創生テレワークの推進、シェアハウスなど関係人口を強化するような新たな事業モデルの構築、移住促進を図るための環境の整備などを行う。また、誰一人取り残されないデジタル化に向け、各府省庁が連携し、デジタル推進委員の体制を早急に整備する。

#### **④ デジタルを活用した地域産業の活性化、スタートアップの育成**

(略)

## ⑤ デジタル田園都市国家モデルの海外展開

(略)

### (4) 適切な目標の設定と関係者の総動員体制の確立

各府省庁の施策を効果的に連携させ、地方公共団体はもとより、国も、産業界も、大学・高等専門学校も、そして市民の力も総動員していくためには、各取組が、補助金や支援制度を巧みに組み合わせ、時間をかけてでもしっかりとした成果に繋<sup>つな</sup>げていくよう、それぞれが目的を明確化・共有し、各プレイヤーもその目的に沿ってそれぞれの活動を改善していくよう、EBPMを徹底していくことが肝要である。

このため、国は、官民学を積極的に連携させるプラットフォーム機能を提供し、ソーシャルな活動を支える新たな資金調達手法についても積極的に検討を行うと同時に、デジタル田園都市国家構想を目指す全ての取組に対し、積極的に関連するデータの収集とそのオープンデータ化に努めるよう求め、各取組が、以下のいずれかを参考として、明確な目標を立てること、及びその進捗のモニタリング結果について支援制度側に報告をすることを求めることとする。

#### 目標パターン①：心豊かな暮らしの実現

「心豊かな暮らし (Well-being)」を測るにふさわしい指標を選択し、そこで暮らす人々の多くが満足していることを示す数値を達成すること。その際、国は、Well-beingをめぐる現在検討されている様々な指標の中から適切なものを選定し、各地域に推奨するとともに、そのためのデータの収集や活用についても、国は、地域に寄り添い、必要な支援を行うこと。

#### 目標パターン②：持続可能な環境・社会・経済の実現

防災、ヘルスケアなど、「持続可能な環境・社会・経済の実現」に関わるいずれかの社会的課題に関わるテーマとその実現にふさわしい指標を特定し、年限を定めた目標値の達成を図ること。または、それぞれにおいて、世界最先端を目指す取組要素を特定し、その実現を図ること。

#### 目標パターン③：生産性の向上と新たな暮らしとイノベーションの地方からの創出

生産性の向上、又は収益力の高いビジネスの創出の実現を示す指標を選択し、年限を定めた目標値の達成を図ること。または、世界の人材を惹きつけるような、新たな暮らしとイノベーションにつながる取組を具体的に特定し、地域発で、他の地域にない取組を生み出し、他の地域へ広げること。

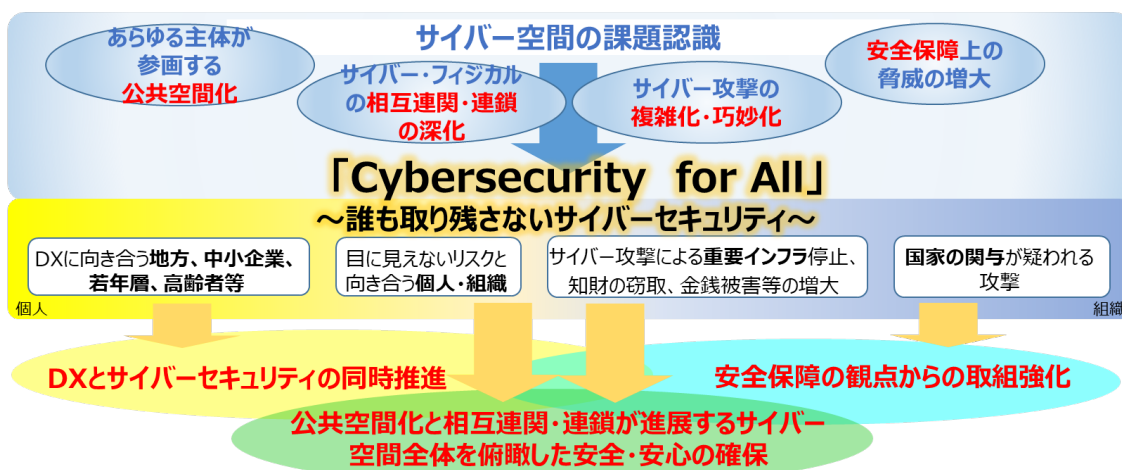
## 3. 国際戦略の推進

(略)

## 4. 安全・安心の確保

【目指す姿】

- 利便性の向上とサイバーセキュリティの確保を両立させる。そのため、クラウドサービスの利用拡大とともに、常時診断・対応型セキュリティアーキテクチャの実装を見据えた対応等を進めていく。政府の情報システム整備における、サイバーセキュリティについての基本的な方針を示し、この方針等に基づいて、サイバーセキュリティ対策の強化を図っていく。
- あわせて、個人情報の保護について、改正法の周知を始め制度の情報提供に積極的に取り組んでいく。さらに、情報通信技術を用いた犯罪の防止や、高度情報通信ネットワークの災害対策に引き続き取り組むことにより、安全・安心なデジタル社会の構築



を図る。

## ① サイバーセキュリティの確保

(略)

## ② 個人情報の保護

令和3年(2021年)5月に成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律<sup>16</sup>(以下「デジタル社会形成整備法」という。)による改正後の個人情報の保護に関する法律<sup>17</sup>(以下「個人情報保護法」という。)により、令和4年(2022年)4月以降、行政機関等における個人情報等の取扱いについても改正後の個人情報保護法の規律が適用されることになる。

各行政機関等においては、この計画に含まれる各施策の遂行に当たり、改正後の個人情報保護法の規律にのっとり、本人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いを確保するものとする。個人情報保護委員会は、令和2年(2020年)改正法<sup>18</sup>の令和4年(2022年)4月1日の全面施行に向けて、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、様々な主体の意見を十分に聴取しながら整備してきたガイドライン等を含む制度の周知・広報とともに、強化された越境移転規制に係る法令遵守支援としての外国法制度の調査、情報提供に積極的に取り組む。

<sup>16</sup> 令和3年法律第37号

<sup>17</sup> 平成15年法律第57号

<sup>18</sup> 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号)

また、個人情報保護委員会は、デジタル社会形成整備法による改正後の個人情報保護法の令和4年（2022年）4月1日の一部施行及び令和5年（2023年）春の全面施行に向けて、条例改正等の施行準備を行う地方公共団体との丁寧なコミュニケーションを図りつつ、政令・規則・ガイドライン等の整備を進めるとともに、改正により個人情報保護法の適用対象となる国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人や、例外規定の精緻化が行われる学術研究機関等に対し、十分な周知・広報等を行う。さらに、これらの改正法によって拡大される事務・権限を適切に執行するため、個人情報保護委員会の体制の強化を図る。

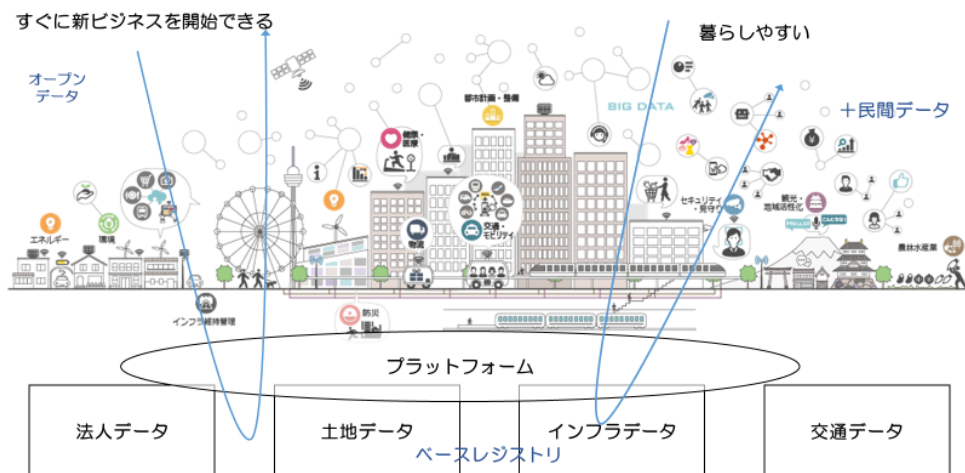
（略）

## 5. 包括的データ戦略の推進

### 【目指す姿】

- ・ 包括的データ戦略を推進することにより、データの利活用による経済発展と社会的課題の解決を図る。

### 包括的データ戦略の社会実装に向けたビジョン



画像ソース：スマートシティ官連携民プラットフォーム <https://www.mlit.go.jp/scpt/>

フィジカル空間（現実空間）とサイバー空間（仮想空間）を高度に融合させたシステム（デジタルツイン）を前提とした、経済発展と社会的課題の解決を両立（新たな価値を創出）する人間中心の社会を実現するため、「包括的データ戦略」<sup>19</sup>において一定の方向性を示しつつ、「データ戦略推進ワーキンググループ」<sup>20</sup>においてその戦略推進方策の具体化を行っている。

包括的データ戦略は、行政機関が最大のデータ保有者であり、行政自身が国全体の最大のプラットフォームとなるべく、データの分散管理を基本として、行政機関がそのアーキテクチャを策定し、マイナンバー制度とリンクした ID 体系の整備、ベース・レジストリ

<sup>19</sup> 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月18日閣議決定）別紙

<sup>20</sup> 令和3年9月6日デジタル社会推進会議議長決定

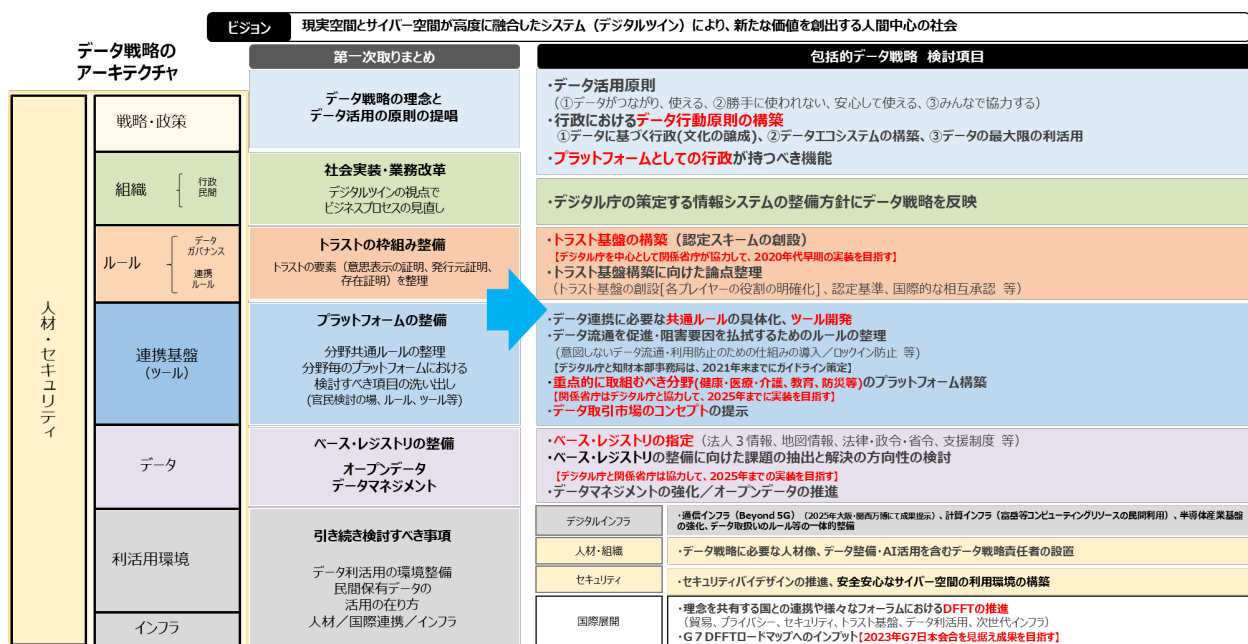


21を始めとした基盤データの整備、カタログの整備等を行うとともに、民間ともオープン化・標準化されたAPIで連動できるオープンなシステムを構築していくことが求められるとし、デジタル庁にその実装の司令塔となることを求めている。

具体的には、デジタル庁の業務を通じて包括的データ戦略を実践していくべく、情報システム整備方針に「行政におけるデータ行動原則」<sup>22</sup>を反映させ、情報システム予算のレビューの中でその遵守状況を評価していくこと、準公共分野において包括的データ戦略に基づき付加価値の高いサービスを提供するプラットフォームが提供されるように情報システム整備方針を策定すること、相互連携分野において標準に係る整備方針の策定に当たり包括的データ戦略との整合性の確保を図ること等を求めている。重点項目として、トラスト、プラットフォーム、データ取引市場とPDS・情報銀行、基盤となるデータの整備、デジタルインフラの整備・拡充を掲げるとともに、組織の在り方や、「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」の推進に向けた国際連携等についての方針を示している（包括的データ戦略に関する具体的な施策について、以下を参照。）。

また、これらの取組を推進するため、デジタル庁に置いたデータ戦略統括が、行政・医療・教育・防災等をデータで変えるという視点から、データの整備やAIを含めたデータの利活用などの具体的な政策を担当している。今後、各府省庁の持つデータを洗い出し、その中から必要なデータの特典、データの活用方策の企画を行い、新たな価値の創造を図るため、各府省庁とデジタル庁データ戦略統括との連携を図る。

### 包括的データ戦略の概要



21 公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベース。

22 包括的データ戦略において、「行政におけるデータ行動原則」として、「データに基づく行政(文化の醸成)」「政策課題に対応するデータの特典、意思決定のためのデータの活用、データ視点での業務の見直し、行政によるデータ作成・提供」、「データエコシステムの構築」(活用・共有を前提としたライフサイクルに配慮したデータ設計・整備、データ標準の活用、データの品質確保、データ資産の整理)、「データの最大限の利活用」(データアクセスのルールの明確化、公開、データアクセス方法の多様化、公開、オープンデータの推進)が整理されている。

## 包括的データ戦略に関する具体的な施策

### ① トラストを確保する枠組みの実現

フィジカル空間をサイバー空間のデータに置き換えるためには、誰が（主体・意思）、何を（事実・情報）、いつ（時刻）というフィジカル空間の要素をサイバー空間においても「トラストの要素」として再現することが必要であり、これらのトラストを担保する基盤を確立していく必要がある。

そのため、取引や手続きに係るデジタル化の阻害要因やトラストのニーズの実態を調査するとともに、これらの種別に応じて必要と考えられる信頼度（アシュアランスレベル）を整理することで、国際的な相互連携の観点にも留意しつつ、適切なトラストサービスの方向性を検討する<sup>23</sup>。

トラストを確保した DX 推進サブワーキンググループでの検討結果を踏まえ、令和4年度（2022年度）中を目途にトラストを確保する枠組みの基本的な考え方（トラストポリシー）を取りまとめる。

### ② プラットフォーム

広く多様なデータを活用して新たな価値を創出するためには、「データ連携」とそれを「利活用したサービスを提供」する基盤（プラットフォーム<sup>24</sup>）の構築が鍵であり、分野を越えたデータ流通を容易にするためのツール<sup>25</sup>開発とデータの取扱いに係るルールの具体化が重要である。包括的データ戦略においては、プラットフォームの構築に当たって検討する事項として、関係者とその求める新たな価値の分析、そのために必要となるデータの特定、アーキテクチャの策定などが示されたところであり、主要分野のプラットフォーム構築は、これらの検討手順に沿って行っていく。

これまで分野間データ連携基盤については、SIP<sup>26</sup>においてコネクタ等の機能開発を行ってきた。その運用を担う、一般社団法人データ社会推進協議会（DSA : Data Society Alliance）は令和2年（2020年）12月に設立され、分野間データ連携に必要なツールとそれを提供するプラットフォームである「DATA-EX」を構築することとされた。引き続き、認証認可を含むトラスト支援機能や分野横断型データカタログなど、必要な機能の開発を行い、安定的かつ持続的な運用に向けての課題の整理、及び実稼働に向けた道筋をつける。

主要分野ごとの具体的なプラットフォームの構築としては、準公共分野及び相互連携分野として示す「健康・医療・介護」、「教育」、「防災」、「モビリティ」、「農業・水産業・食関連産業」、「インフラ」、「スマートシティ」を重点的に取り組むべき分野として、包括的データ戦略に示す上記の検討手順に沿って、令和7年（2025年）までのプラットフォームの実装を目指す。

### ③ データ取扱いルールの実装の推進

これまでに各分野において官民が連携して進めてきたプラットフォーム構築の取組を踏まえ、「データ取扱い一般に関する共通ルール」<sup>27</sup>や「データ流通を促進・阻害要因を払拭するためのルール」<sup>28</sup>の必要性が確認されたところであり、今後これらに基づいて各分野のプラットフォームにおけるルールの具体化が必要となる。

<sup>23</sup> 「データ戦略推進ワーキンググループ」の下に設置された「トラストを確保した DX 推進サブワーキンググループ」にお

このため、データ提供者・利用者・取引市場・プラットフォーム運営者といった多様なプレイヤーが守るべき「データ流通の促進と阻害要因を払拭するためのルール」の実装ガイダンス<sup>29</sup>を策定しているところである<sup>30</sup>。ガイダンスが公表された後は、準公共等の各分野において、プラットフォームが備えるべきルールについて、このガイダンスを参照し検討を進める。

#### ④ データ取引市場と PDS・情報銀行

公正なデータ取引の担保によるデータ流通の促進にあたってはデータ取引市場の構築が重要であり、データにアクセスし利用する権利（データアクセス権）等を設定し、公正・中立で信頼できる運営事業者（Trusted third party）がそれらの取引を仲介することにより、データ流通の活性化とダイナミックな市場形成を実現するものとして、データ取引市場のコンセプトを包括的データ戦略において提示した。

この点、一般的な市場においては、情報収集コストの低減、財産権の保護、相手方の信頼性の確保などの要件が必要となるところ、データについては、無体物であり民法上の財産権が観念されない、無制限な複製が可能、標準的な価値・価格の相場がないといった特性があるため、これらを加味したデータ取引市場の成立要件を整理するとともに、その実装方策についても検討する。

また、国民起点でのサービス設計に資する観点からは、個人が自らの意思でデータを蓄積・管理・活用できることが重要である。このため、地方公共団体等とのデータ連携や、データの移転・利用を促進するためのデータポータビリティの確保における PDS（Personal Data Store）や情報銀行の活用可能性について検討する。

#### ⑤ ベース・レジストリの整備の推進等

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室は、令和3年（2021年）5月に「ベース・レジストリの指定について」を策定し、社会的ニーズ、経済効果、即効性の観点から、早期にベース・レジストリとしての利活用を実現するもの及び今後ベース・レジストリとして整備の在り方を含め検討するものの区分を設け、具体的データを指定した。今後、

いて検討している。

<sup>24</sup> 包括的データ戦略において、プラットフォームはデータ連携基盤（ツール）、利活用環境とデータ連携に必要なルールを提供するものであるとされている。

<sup>25</sup> 包括的データ戦略において、プラットフォームにおいては、検索のためのデータカタログ、データ連携のためのコネクタ、ID 及びアクセスコントロール、ログ管理、契約支援等の機能が必要になるとされている。

<sup>26</sup> 内閣府が主導する「戦略的イノベーション創造プログラム」のこと。

<sup>27</sup> 包括的データ戦略において、「データ提供主体／データの真正性等の運用ルール」、「データの取扱いに係る契約ひな形やデータ取引ルール」、「パーソナルデータの取扱い」、「データ交換のための標準化」、「データの品質の考え方」が整理されている。

<sup>28</sup> 包括的データ戦略において、「データについての関係者の利害・関心の表明」、「意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入」、「データに関するガバナンスの構築」、「公正なデータ取引の担保」、「ロックイン防止のための仕組みの導入」が整理されている。

<sup>29</sup> 「データ戦略推進ワーキンググループ」の下に設置された「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装に関するサブワーキンググループ」において策定している。

<sup>30</sup> ガイダンスにおいては、①多様なステークホルダーの懸念・不安感（データ流通の阻害要因）を払拭するには(a)データに対するコントローラビリティの確保、(b)公正な取引の実施の担保、(c)ガバナンス確保のためのインセンティブ設計、の3つの機能がルールに必要であることを示し、機能の実行手段の選択肢を示す。また、②各機能の実行要求レベルをステークホルダーが抱く懸念・不安（リスク）に応じ選択すべきこと、③ルールはアジャイルに更新すべきであることも示す。

関係府省庁は「ベース・レジストリの指定について」に基づき、ベース・レジストリの整備を行う。その際、それぞれのデータの整備状況や特性等を勘案し、最も適した運用形態<sup>31</sup>を検討し、整備を進める。

当面の整備対象を事業所・事業者、住所・土地、行政等の各分野のベース・レジストリとし、それぞれについて目指すべき姿の明確化、ユースケースの特定を行い、その実現に向けたID体系の整理、整備すべきデータの特定、その他課題の整理を令和4年度（2022年度）末までに行う。

また、デジタル庁を中心に、個人情報など秘匿性の高いデータに対し、誰がいつアクセスした等のアクセス情報を本人が確認できるようにするなど、データ運用における利用者の信頼性の確保を図る。さらに、APIによるデータ連携を可能とするシステム整備や、目的外利用の禁止等の制度的な課題などについては、「ベース・レジストリの指定について」に基づき適切に対応し、令和7年（2025年）までの実装を目指す。

デジタル庁は、データ標準や各種ツールの整備を進め、指定されたデータを保有する各府省庁に対し必要な支援を行う。各府省庁においては、デジタル庁の整備するデータ標準への準拠、品質評価の実施、参照ルールの徹底等ベース・レジストリに適用されるルール遵守の徹底を図る。

品質向上の必要性等の観点から令和3年（2021年）5月時点ではベース・レジストリとしての指定を見送ったデータについて、品質確保の取組を講じつつ、指定に向けて引き続き取り組む。

また、ベース・レジストリのように汎用的な活用はされないものの、特定分野において社会の基盤として使われるデータや、民間部門において整備されるデータに関して、整備を推進する必要がある。準公共分野については、情報システム整備方針に従い、関係府省庁及び関係業界が連携して当該分野に必要な基盤となるデータの整備を図る。相互連携分野については、IPAのほか関連民間機関と連携し、標準に係る整備方針を策定する。

さらに、統計データを各分野のデータと容易に組み合わせて使える状態とする観点から、データを組み合わせるためのキーとなる分類やコード、データの定義等の相互運用性の確保等、データが連携しやすい環境を整備する。

## ⑥ オープンデータの推進

データ利活用の重要性が急速に増大する中で、ベース・レジストリやその他の基盤となるデータ等が経済社会活動に与える意義や、社会におけるデータに関する考え方が変化し、データのマネジメントやライフサイクルを大きく変えていく必要が増大している。また、公共データを誰もが利用しやすい形でアクセスできるようにするオープンデータの取組は、行政の高度化・効率化・透明性向上とともに、民間における創意工夫を生かした多様なサービスの迅速かつ効率的な提供、官民協働での諸課題の解決、これらを通じた産業の国際競争力の強化や社会全体の生産性向上に資するものとして推進し

<sup>31</sup> 包括的データ戦略において、各府省庁等の保有するデータベース又はネットワークからキャッシュ等でデータを取得し活用する方法、ベース・レジストリカタログとの連携で活用する方法、各府省庁の保有するデータベース等からデータをマッシュアップし、新たにベース・レジストリデータベースを構築・運用する方法の3類型が考えられるとされている。

てきたところであり、今後のデジタル社会の形成に当たっても、国民にデジタル化の恩恵をもたらすものとして不可欠な取組である。このため、国及び地方公共団体等において、サイバーセキュリティの確保や個人情報の保護に配慮しつつ、公共データの公開及び活用を進める。

また、情報システム整備方針や相互連携分野において各府省庁が策定する情報システムの連携のための標準の整備方針（以下「標準に係る整備方針」という。）に、オープンデータ・バイ・デザインや機械判読性の強化といった「オープンデータ基本指針」<sup>32</sup>の考え方を反映させる。各府省庁は、行政保有データを利用者が活用しやすい形で公開するために、行政手続及び情報システムの企画・設計段階から必要な措置を講ずる。

地方公共団体によるオープンデータの取組に関しては、地方公共団体の約7割<sup>33</sup>がオープンデータ化を推進している。このため、オープンデータへの取組を実施済みの地方公共団体においては、データ利活用の観点から、データの機械判読性などの質を向上させる方策が必要であり、令和3年度（2021年度）中に、オープンデータ取組の質を測る指標を設計する。また、専門家等の派遣、地方公共団体において特に公開が望まれる分野やデータ項目の提示、先進的な取組事例や手引き等の紹介、人材育成のための各種研修の在り方、中間支援組織との連携等について検討する。他方、オープンデータの取組が未実施で独自の取組が困難な地方公共団体においては、都道府県や国等のサイトでオープンデータを掲載する等、オープンデータの取組の支援について検討する。

## ⑦ 基盤となるデータの整備

### ア カタログサイト／コードの整備等

ベース・レジストリを始めとした各種データについては、データの整備だけでなく、データを見つけやすくする仕組みや、現場や利用者に負担をかけずに運用できる仕組みの整備が重要であることから、デジタル庁は、各府省庁の保有するベース・レジストリを始めとした基盤となるデータについて、令和3年度（2021年度）中に、一覧性、検索性のあるカタログサイトを整備し、令和4年度（2022年度）以降にデータ項目の定義を一覧にするデータ・ディクショナリ<sup>34</sup>を整備する。

また、データ間の連携を行うためには、データの分類や、データ間をつなぐためのコードが必要になることから、政府等で整備しているコード情報の収集・一覧化を行い、カタログサイトから検索できるようにする。

### イ データマネジメントの強化

基盤となるデータの整備、オープンデータも含むデータの生成・利活用、トラストの確保等を幅広く捉えた包括的なデータマネジメント<sup>35</sup>を推進していく必要がある。

データの生成・設計・開発の工程に関しては、政府情報システムの開発の手順を示した標準である政府標準ガイドライン群<sup>36</sup>のほか、デジタル庁が整備するデータ標準や

<sup>32</sup> 平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定、令和3年6月15日改定

<sup>33</sup> 政府CIOポータルオープンデータ取組済自治体申請数から集計（令和3年（2021年）10月12日時点）

<sup>34</sup> 組織内のデータ項目名やその定義を一覧にし、データ定義の誤解釈や重複を防ぐ仕組み。

<sup>35</sup> データを活用できる状況で整備、維持管理するための活動であり、データ設計、データ整備、維持管理及びそのプロジェクト管理の全ての活動を含む。

<sup>36</sup> 政府情報システムを構築するための各種ガイドで構成される。マスターデータやコードを設計するためのガイドや

データ品質管理フレームワークを積極的に活用する必要がある。このため、令和3年度（2021年度）中に、データ標準及びデータ品質管理ガイドブックを策定・公開する。

また、令和3年（2021年）3月に「環境省データマネジメントポリシー」が策定され、同ポリシーに基づく行政データ連携の推進や保有データのオープン化の取組が進められているところであり、こうした取組の実施状況も参考にしつつ、政府におけるデータマネジメントの在り方を検討する。情報システム整備方針や相互連携分野において各府省庁が策定する標準に係る整備方針にこれらを反映させるとともに、デジタル庁が関わる情報システム整備の際に、これらへの遵守を要件とするなど実効性の確保を検討する。これらにより、ライフサイクルを通じた再利用性の高いデータの整備を行っていく。

## 6. デジタル産業の育成

(略)

---

データ標準などがガイドされている。

<https://cio.go.jp/guides>

## 第6 デジタル社会の実現に向けた施策

### 1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

(略)

### 2. 暮らしのデジタル化

#### (1) 暮らしを変えるデータ連携の実現

##### ① 準公共分野の指定

生活に密接に関連しているため国民から期待が高く、国と民間が協働して支えている準公共サービスのうち、国による関与（予算措置等）が大きく他の民間分野への波及効果が大きいものとして、「健康・医療・介護」、「教育」、「防災」、「こども」、「モビリティ」、「農業・水産業・食関連産業」、「港湾（港湾物流分野）」、「インフラ」の8分野を準公共分野に指定する。

##### ② 相互連携分野の指定

各準公共分野をターゲットとした取組に加え、こうした取組分野を越えた横断的な連携が重要な相互連携分野として、まずは「取引（受発注・請求・決済）」、「スマートシティ」の2分野を指定する。

これらのほか、国際的な商流・物流に係るプラットフォーム・ビジネスに関連する取組について、他の分野との関係を整理しつつ指定を検討する。

##### ③ 準公共分野・相互連携分野の情報システム

準公共分野の情報システムについては、デジタル社会の形成に資するよう、情報システム整備方針に基づき施策を推進する。

相互連携分野については、各府省庁が、標準に係る整備方針を策定する。デジタル庁はその進捗を評価し、是正が必要な場合には担当府省庁と協議し、調整を行う。

##### ④ 準公共分野・相互連携分野を支援するための政策プログラム

準公共分野及び相互連携分野<sup>37</sup>については、①社会課題の抽出やそれを受けて実現すべきサービスの内容、②必要なデータ標準の策定やデータ取扱いルール・システムの整備、③運用責任者の特定やビジネスモデルの具体化など、デジタル化やデータ連携に向けた取組を一気通貫で支援していくための政策プログラムを創設する。当該政策プログラムは、府省庁の枠を超えた管理を行うため、デジタル庁が分野ごとに関係府省庁や関係機関等を含め推進体制を整備<sup>38</sup>した上で、各分野におけるデジタル化を推進していく仕組みとなるよう検討を進める。

<sup>37</sup> 準公共分野及び相互連携分野として指定する分野は、デジタル社会形成基本法第37条第2項第13号に基づく特定公共分野（サービスの多様化及び質の向上を図るために特に重点的に取り組むべき公共分野）とする。

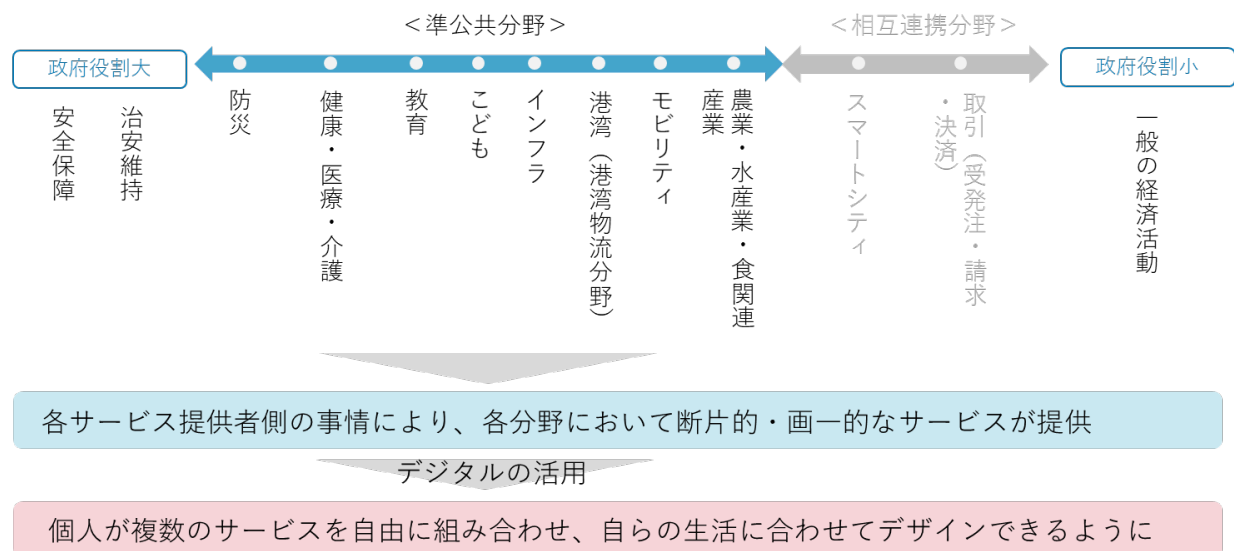
<sup>38</sup> 例えば、データ戦略推進ワーキンググループの下に、準公共・相互連携分野のデジタル化やデータ連携の推進方策を検討するため、準公共・相互連携作業グループを開催することとされている（令和3年10月25日データ戦略推進ワーキンググループ主査代理決定）。

## (2) 準公共分野のデジタル化の推進

### 【目指す姿】

- 準公共分野のデジタル化を推進することにより、個人が複数のサービスを自らのニーズに応じて自由に組み合わせ、自らの生活に合わせてデザインすることができるようにす

**準公共分野：** 国、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者等といった様々な主体がサービス提供に関わっている分野



る。

### 【例】

#### (健康・医療・介護)

- 健康寿命の延伸。国民がかかりつけ医や身近な専門職の助言の下、健康増進・治療の選択・ケアへの参加に主体的に関わり、適切なタイミングで必要な治療を受けることができる。
- 医療・福祉の現場で質の高い価値ある情報が作られ、集積・分析・活用され、医療・福祉資源の効率的な活用とサービス向上に取り組むことができる。
- 国民の生命・安全を確保するため、公衆衛生や保健医療体制の確保に必要な情報が活用される。

#### (教育)

- 誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べるようになる。
- そのために、ストレスのない ICT 環境下で、学習者が自らのデータを蓄積・活用して学びをデザインするなど、ICT を活用した個別最適な学びと協働的な学びが実現される。
- また、調査・手続のオンライン化や校務のデジタル化で学校現場の負担が軽減されるとともに、データの標準化により EBPM の推進や新たな教授法・学習法の創出が実現される。

#### (こども)

- こどもや家庭に関する状況や支援内容等に係るデータが、個人情報の保護に配慮しながら、分野横断的に最大限に活用される。



・それにより、真に支援が必要な子どもや家庭が発見され、ニーズに応じたプッシュ型の支援が届けられることで、子ども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的な課題の解決が可能となる。

準公共分野においては、国、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者等といった様々な主体がサービス提供に関わっているが、ユーザーから見れば、各サービス提供者側の事情により、各分野において断片的・画一的なサービスが提供されている状況にある。各サービスのデジタル化を契機に、デジタル庁が提示する準公共分野のアーキテクチャに基づいた連携した取組を講じるようになれば、各サービスの組合せや変化に対する柔軟性が増し、個人が、分野や提供主体の違いを超え、複数のサービスを自らのニーズに応じて自由に組み合わせ、自らの生活に合わせてデザインすることができるようになる。まさに準公共分野のサービスは、デジタルを活用することにより、多様な利用者一人ひとりの声に柔軟に対応できる新たなサービスへと変貌していくことが求められている。

また、準公共分野に関わる多くの制度が、デジタル社会の到来以前の時代に形成された既存の制度・運用を前提としていることから、策定するアーキテクチャや新たなサービスのニーズを踏まえ、各種制度・運用について不断の見直しを行っていくこととする。

## ① 健康・医療・介護

(略)

## ② 教育

教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指し、ストレスのない ICT 環境とともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実とその評価を行う上で必要なデータの①スコープ(範囲)<sup>39</sup>、②品質<sup>40</sup>、③組合せ<sup>41</sup>、を拡大・充実させていくことにより、学習者主体の教育への転換や教職員が臨機応変に外部協力者の支援を得ながら子ども達と向き合える環境の整備を図ることが必要である。このため、教育再生実行会議の提言<sup>42</sup>も踏まえ、教育現場における ICT 利活用環境の強化を着実に図りつつ、学習者や教育者の日々の学習や実践の改善に資する教育データの利活用と、教育政策の立案・実行の改善に資する教育ビッグデータの利活用を、「データ駆動型の教育」の車の両輪として推進することが必要である。

また、新型コロナウイルス感染症等の拡大や災害の発生等の非常時に備えるためにも、学習者の発達の段階に応じ、ICT を活用しつつ、対面指導と家庭や地域社会、民間教育と連携した遠隔・オンライン教育とを教師が使いこなすこと(ハイブリッド化)などによって、学習者一人ひとりにとっての「個別最適な学び」と「協働的な学び」

<sup>39</sup> 教育効果として測るべき多様な側面(例:認知能力からいわゆる非認知能力とされているものへの拡大)や、学校外の学びなど、アナログの世界では十分に行き届かなかった部分にも、デジタルを活用して貢献を可能にしていくことを指す。

<sup>40</sup> 標準化等を通じて、組織を超えて共有・活用できるデータや、時間軸で見て活用できるデータを利活用することを可能にしていくことを指す。

<sup>41</sup> 目的に応じて、行政データと学習データや、学校内外の学びといった様々なリソースの組合せをより一層可能にしていくことを指す。

<sup>42</sup> 「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について(第十二次提言)」(令和3年6月3日教育再生実行会議)

を実現するための鍵が「デジタル」である。このため、デジタル社会を見据えた教育について検討する必要がある。

## ア 教育現場における ICT 利活用環境の強化など GIGA スクール構想の基盤整備

GIGA スクール構想によって義務教育段階の 1 人 1 台端末環境は整った<sup>43</sup>一方で、令和 3 年（2021 年）7 月に実施した教育関係者へのアンケートでは、ネットワーク環境や教職員端末の整備・更新、教職員の ICT 活用サポート人材、情報モラルやリテラシーの不足、持ち帰りを含めた授業内外での活用の促進、校務及び家庭との連絡のデジタル化など、多方面における課題について約 26 万件の声が寄せられた。こうした声を踏まえ、学校のネットワーク環境について全国一斉にネットワーク環境の点検・応急対応を実施し、学校を取り巻く地域的な要因を含め、原因に応じた解決を図る。また、教職員端末については、「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画」（平成 30 年度～令和 4 年度（2018 年度～2022 年度））に基づき、地方財政措置が講じられているところであるが、授業用端末の整備については必ずしも十分ではなく、地域間でも差があることから整備を支援するとともに、次期教育 ICT 環境整備計画においても引き続き必要な地方財政措置を講じる。

さらに、端末の持ち帰りも含め、安全・安心に端末を取り扱う方法等に関するガイドラインを速やかに策定・公表し、保護者への周知を始め更なる利活用を促進するとともに、令和 4 年度（2022 年度）以降、更に実態や現場の声を踏まえ改善を図る。高等学校段階の 1 人 1 台端末については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用も含め、各都道府県における整備状況を国としてフォローアップし、必要な取組を促す。また、児童生徒の 1 人 1 台端末の将来の在り方について令和 4 年度（2022 年度）末までに関係府省庁で検討し、令和 5 年度（2023 年度）以降、端末の利活用等の実態や現場の声も踏まえ、必要な措置を講ずる。

現在、1 人 1 台端末の授業での活用は進んでおり、希望する全国の学校で活用が進んでいる、学習診断等ができる CBT プラットフォーム（MEXCBT）について、更なる機能改善や活用促進を行うとともに、他のシステムとも連携し効果的な分析・研究をすることで、政策・実践の改善に取り組む。また、EdTech<sup>44</sup>の活用により学習スタイルの転換を進めたい学校等に対し、学校等に費用負担が生じない形で EdTech サービスを試験導入する事業者への支援を行う。一方で、校務や家庭とのコミュニケーションのデジタル化等の校務支援システム以外の校務のデジタル化については、その実態が十分把握できていない。このため、デジタルを活用した家庭との円滑なコミュニケーションを含めた校務のデジタル化の推進に向けて、実態の把握を行いつつ、専門家の知見も踏まえて令和 4 年度（2022 年度）中に検討し、その結果に基づき必要な施策を実施する。

## イ 教育データの利活用の促進とそれに必要な環境整備

教育データの利活用を促進する上では、学校教育のみならず民間教育や生涯学習

<sup>43</sup> 全国の公立小学校等の 96.2%、中学校等の 96.5%が、GIGA スクール構想により整備された 1 人 1 台端末の利活用を開始。（令和 3 年（2021 年）7 月時点）

<sup>44</sup> EdTech とは、Education（教育）と Technology（テクノロジー）を掛け合わせた造語。教育現場にデジタルテクノロジーを導入することで、教育領域に変革をもたらすサービス・取組の総称。

など、学習者の生涯にわたる学びを包括的に捉え、整合性を持って施策を進めていく必要がある。このため、学校内外のデータの将来的な連携も見据えた教育データの蓄積・流通の仕組みの構築に向けて、目指すべき姿やその実現に向けて必要な措置を盛り込んだ「教育データ利活用ロードマップ」を速やかに策定し、それも踏まえ、スピード感を持って取組を進める。

特に、教育ビッグデータのデータ収集のために行われる教育現場を対象とした調査・手続の原則オンライン化やデータの相互運用性の確保を推進するとともに、全国の学校で共通に利活用が必要な教育データについて、比較検証可能な測定方法など国際的な標準を参考にしつつ、更なる標準化を推進する。また、教育分野のプラットフォームに関連する施策である「学習 e ポータル」<sup>45</sup>、「学外デジタル教育プラットフォーム」<sup>46</sup>、「教育デジタルコンテンツ利活用環境の整備」<sup>47</sup>、「STEAM ライブラリー」<sup>48</sup>、「公教育データ・プラットフォーム（仮称）」<sup>49</sup>について、学習者、保護者、教職員、学校設置者、研究機関、民間企業といった利用者に対する新たな価値を明確化しながら取組を推進するとともに、全体アーキテクチャを踏まえ、必要に応じて各施策の見直しを行う。

さらに、児童生徒一人ひとりの ID については、マイナンバーカードの活用を含め、ユニバーサル ID や認証基盤の在り方を検討する。特に、学習者の ID とマイナンバーカードとの紐付け等、転校時等の教育データの持ち運び等の方策を令和 4 年度（2022 年度）までに検討し、令和 5 年度（2023 年度）以降希望する家庭・学校における活用を実現できるように取り組む。加えて、ガバメントクラウドを全国の学校や教育委員会等が活用できるよう、校務支援システムを含めた教育分野の情報システムの在り方について具体的な対応方策や課題等を整理する。まずは、就学事務システム（学齢簿編製等）について、ガバメントクラウドを活用する方向で関係府省庁において検討する。

## ウ デジタル社会を見据えた教育

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を真に一体的に実現することが、今後の教育改革の至上命題である。例えばコンテンツ面では、デジタル教科書に加え、EdTech 等を活用した質の高い多様なデジタル教材（ドリルや動画、音声等）が容易に活用できる環境が整い始めている。一方で、現在、学校現場では、不登校の子、特別な支援を要する子、日本語指導を必要とする子、貧困や孤独といった課題に直面する子、あるいは特定分野に特異な才能のある子など、多様な背景や認知特性等

<sup>45</sup> 日本の初等中等教育に適した学習の窓口機能と連携のハブ機能の標準規格に準拠した学習マネジメントシステムのこと。なお、文部科学省で開発している CBT システムである MEXCBT（メクビット）にアクセスする学習の窓口として、学習 e ポータル標準規格に準拠した学習マネジメントシステムが活用されている。

<sup>46</sup> 学外での学習を一括化する基盤であり、事業者が保有するデータを利活用し、学習者に高度な学習サービスを提供することを目指して、総務省「ICT 基盤高度化事業（教育分野）」において技術仕様の策定等を行うこととされている。

<sup>47</sup> 官民の様々なデジタル書籍・素材等について学習指導要領コードとの紐付けを行うとともに、検索サービスで検索可能にするものとして、デジタル庁「準公共分野デジタル化推進事業費」により実施するもの。

<sup>48</sup> 経産省「学びと社会の連携促進事業」により、SDGs の社会課題などを入口に探究的・教科横断的な学びを始めるきっかけになる、63 テーマの「動画・資料コンテンツ群」を作成し、無料で公開しているもの。

<sup>49</sup> 文部科学省・国立教育政策研究所等の①教育データの公開・管理、②研究成果の集約・共有を一元的に行うプラットフォームとして、設計・開発及び運用を令和 4 年度（2022 年度）行うこととされている。

を有する子ども達が存在している。また、教師・児童生徒比率で見ても、大都市の学校と離島やへき地等の過小規模の学校では抱える課題が全く異なる。

このように、多様な児童生徒を抱え、様々な実態の学校が存在する中で、「学校で」「教師が」「同時に」「同一学年の児童生徒に」「同じ速度で」「同じ内容を」教える、という学習指導の基本的な枠組みでは十分に対応できない可能性が生じている。

こうした問題意識の下、「1人1台端末配備・高速通信網接続・クラウド活用」を基本とする、GIGAスクール構想の下で、「令和の日本型学校教育」<sup>50</sup>の構想を現実のものとし、それを長期的に持続可能なものとするためには、「時間」・「場所」・「人材」・「教材」・「財源」の再編や、組合せのパターンの多様化が必要になる。

さらに、GIGAスクール構想の背景となった地域間での教育環境の格差や教育データの標準化の方向性も踏まえ、教育のデジタル化の推進に当たっての国と地方との関係等についても検討が必要である。

他方、高等教育においても、今回のコロナ禍での経験も踏まえ、学修者本位の視点に立って、面接授業と遠隔・オンライン教育との双方の良さを最大限に生かした教育の可能性を追求するとともに、予測困難な時代を迎える中で、自ら主体的に考え、責任ある行動をとることができる個人を育てることが求められている。

こうしたことを含め、例えば約5年後などに見込まれる次期学習指導要領の改訂など今後の大きな教育改革の流れを見据えた中長期的な方策として、デジタル社会を見据えた教育について関係府省庁で検討し、その結果に基づき随時、必要な制度的その他の措置を講ずる。その際、人格の完成や平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成といった教育の目的を踏まえるとともに、教育の機会均等と水準の維持向上という教育制度の根幹的な役割が社会の構造的な変化の中で益々確固たるものとなるよう、現場の声も聴きながら検討を進める。

(参考) 将来的な学びの変革のイメージ<sup>51 52 53 54 55</sup>

<sup>50</sup> 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿として、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」が提言されている(「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(令和3年1月26日中央教育審議会答申))。

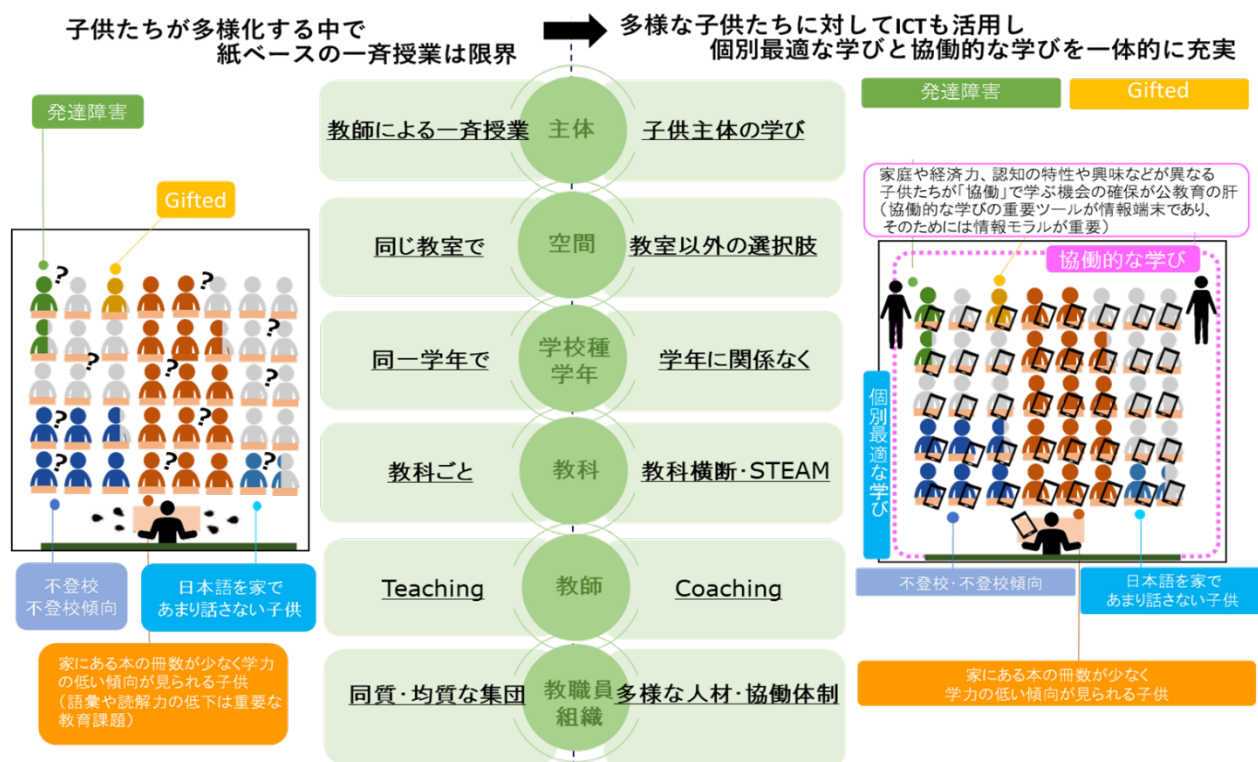
<sup>51</sup> 本資料は、総合科学技術・イノベーション会議 教育・人材育成ワーキンググループ(令和3年11月25日)資料を基に、一部簡素化したもの。

<sup>52</sup> 発達障害については、「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」(平成24年12月文部科学省)を参考としており、発達障害児の在籍率や発症率を示すものではない。上記の調査は、医学的診断に基づくものではなく、あくまで教員の見立てで発達障害の「可能性」のある児童生徒について調査したもの。

<sup>53</sup> Giftedについては、総合科学技術・イノベーション会議 教育・人材育成ワーキンググループ(令和3年11月25日)資料において、「日本には定義がないため、IQ130以上を仮定」としている。

<sup>54</sup> 不登校については、「令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)」、不登校傾向については、「不登校傾向にある子どもの実態調査(日本財団)」より引用。不登校傾向については、「基本的には教室で過ごし、皆と同じことをしているが、心の中では学校に通いたくない・学校が辛い・嫌だと感じている」場合等も含む。

<sup>55</sup> 「日本語を家であまり話さない子供」及び「家にある本の冊数が少なく学力の低い傾向が見られる子供」については、令和3年度全国学力・学習状況調査の結果を基に、総合科学技術・イノベーション会議 教育・人材育成ワーキンググループ(令和3年11月25日)資料において、全国平均値等を1クラスに仮に見立てた場合のイメージ図であることに留意。



※限られたリソースの中、個別最適な学び・協働的な学びを追求している学校や教師も沢山いるが、現リソースでは一般的に限界があることを想定して図式化したもの

### ③ 防災 (略)

### ④ こども

現在、こどもを取り巻く状況として、貧困、虐待、不登校、いじめなど、様々な課題が指摘されている。例えば、平成30年（2018年）の「子どもの貧困率」は13.5%となっており<sup>56</sup>、平成24年（2012年）の16.3%からは減少傾向にあるものの、依然として改善が必要と考えられる。また、令和2年度（2020年度）の児童相談所における児童虐待相談の対応件数は205,044件で、過去最多となっている<sup>57</sup>。さらに、令和2年度（2020年度）の小学校・中学校における不登校児童生徒数は196,127人（前年度181,272人）で過去最多となっており、過去5年間の傾向として、小学校・中学校ともに不登校児童生徒数及びその割合は増加している<sup>58</sup>。こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全てのこどもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにする必要がある。

こどもの抱える困難は、貧困、虐待、障害、学校への不適應などの様々な要因が複合的に重なり合っており、また、その家庭も支援を必要としている。課題が複合化しており、ひとつの分野だけでは解決ができないという意識を強く持ち、こどもを社会

<sup>56</sup> 「2019年 国民生活基礎調査」(厚生労働省)による。

<sup>57</sup> 「児童相談所における児童虐待相談の対応件数」(厚生労働省)による。

<sup>58</sup> 「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」(文部科学省)による。不登校児童生徒数の割合は、小学校が平成27年度(2015年度):0.4% → 令和2年度(2020年度):1.0%、中学校が平成27年度(2015年度):2.8% → 令和2年度(2020年度):4.1%、となっている。

のまんなかにか立て、教育・福祉・保健・医療等の各関連分野が一体となって、子どもや家庭に対して適切な支援を包括的かつ早期に講じる必要がある。

「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」は、子どもやその家族が誰一人取り残されないものでなければならない。子どもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータについては、地方公共団体内でもそれぞれの部局で管理されているとともに、児童相談所・福祉事業所・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応に当たっている。こうした子どもや家庭に関する状況や支援内容等に係るデータを分野横断的に最大限に活用し、個人情報保護に配慮<sup>59</sup>しながら、真に支援が必要な子どもや家庭を見つけニーズに応じたプッシュ型の支援を届ける取組は、子ども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的な課題の解決を可能とし、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができる社会の実現に資する。

このため、各地方公共団体において、貧困、虐待、不登校、いじめといった困難の種類にとらわれず、教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を越えて連携させ、真に支援が必要な子どもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を実施する。その上で、当該実証事業を踏まえ、データ連携やそれを実現するシステムの在り方について、これまでの関係府省庁での検討<sup>60</sup>も踏まえ、関係府省庁が一体となって検討する。

(略)

### 3. 規制改革

「第5 デジタル化の基本戦略 1. デジタル社会の実現に向けた構造改革」で示されているデジタル原則への適合性を確認するとともに、令和3年(2021年)12月に規制改革推進会議が取りまとめた「当面の規制改革の実施事項」を踏まえ、各府省庁は、以下の取組を行う。

#### (1) 全ての分野の共通基盤となるデジタル改革

(略)

#### (2) 初等・中等教育におけるオンライン授業の実施

- 文部科学省は、令和3年度(2021年度)に、1人1台端末の更なる円滑な利活用の促進に向けて学校現場や保護者等が留意すべき事項等をまとめたガイドラインを速やかに策定・公表する。その際、オンライン授業や家庭での1人1台端末の活用促進及びICTを活用するに当たり求められる情報リテラシー・情報セキュリティ教育を十分に行うために必要となる情報や好事例の周知・徹底を図る。

<sup>59</sup> 子ども・若者支援地域協議会や要保護児童対策地域協議会では、個人情報を含む情報を共有するため、その構成機関・団体に秘密保持義務が課せられている。

<sup>60</sup> 例えば、内閣府では、貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データベースの構築に向けた研究会が開催されている。

- ・ 文部科学省は、令和3年度（2021年度）に、1人1台端末について、平常時の持ち帰り活用が可能な学校が全体の26.1%に限られている状況を改善し、全ての児童生徒が1人1台端末の平常時の持ち帰り活用をできる環境を作り、オンライン授業や家庭でのICT活用ができるかどうかが生きている地域によって決まる状態を解消するため、持ち帰りができない学校に必要とされる契約面等の支援について検討・周知して平常時の持ち帰りを促進し、全ての学校で、学校の指導に従い、希望する児童生徒が端末を持ち帰ることができる環境を整える。
- ・ 文部科学省は、令和3年度（2021年度）に、感染症や災害の発生等の非常時の学習保障としてのオンラインを活用した特例の授業の実施状況や出席取扱いに地域差が生じていることに関し、オンラインを活用した特例の授業や家庭でのICT活用が安心してできるかどうかが生きている地域によって決まる状態を解消するため、適切な措置を検討し、実施する。
- ・ 文部科学省は、不登校児童生徒のオンラインを活用した学習を一定の要件の下で評価・出席扱いとできる制度について、令和2年度（2020年度）は196,127人の不登校児童生徒のうち、2,626件にとどまることを踏まえ、この制度の活用を促進するため、先進的な取組を行っている地方公共団体における評価への反映手法や課題を感じている地方公共団体における課題の内容等の把握に取り組むとともに、その結果や不登校児童生徒のオンラインを活用した学習ニーズを踏まえた制度の更なる活用に向けた改善を図ることについて、令和3年度（2021年度）に検討を開始し、結論を得次第、速やかに措置を講ずる。

### **（3）医療 DX の基盤構築（オンライン診療、オンライン服薬指導、電子処方箋）**

（略）

## 4. 産業のデジタル化

(略)

## 5. デジタル社会を支えるシステム・技術

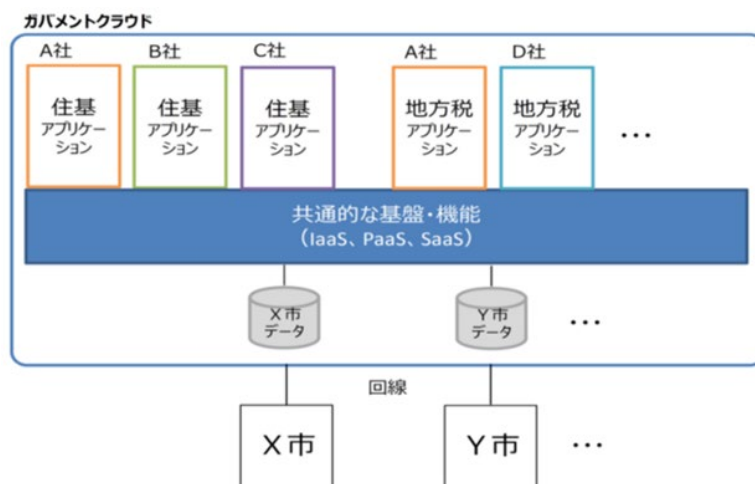
### (1) 国の情報システムの刷新

(略)

### (2) 地方の情報システムの刷新

#### 【目指す姿】

- ・地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにするなど、住民サービスが向上する。
- ・業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保するなど、行政の効率化が図られる。



地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律<sup>61</sup>（以下「標準化法」という。）第6条第1項及び第7条第1項に規定する標準化基準（以下「標準化基準」という。）への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化<sup>62</sup>を、地方公共団体と対話を行いながら進める。

<sup>61</sup> 令和3年法律第40号

<sup>62</sup> 「統一」とは、地方公共団体の情報システムに必要とされる機能等のうち、共通的に利用できるものを地方公共団体が利用することを指す。例えば、地方公共団体がシステムを共通のクラウド基盤に構築することにより、共通のハードウェアやOSなどを利用すること等を指す。「標準化」とは、地方公共団体が各団体で共通した事務を行っている場合に、機能等について統一的な基準に適合したシステムを利用すること等を指す。



具体的には、基幹業務等のアプリケーション<sup>63</sup>をガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る。

その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。

また、ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避するとともに、スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。

さらに、標準準拠システム<sup>64</sup>は、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスマッシュ（仮称）への連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなる。

基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

統一・標準化の効果を踏まえ、地方公共団体の情報システムの運用経費等については、標準準拠システムへの移行完了予定後の令和8年度（2026年度）までに、平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指すこととする。また、国の削減目標は令和7年度（2025年度）までに令和2年度（2020年度）比で3割削減であることを踏まえ、削減目標の更なる上積みを目指す<sup>65</sup>。

## ① 地方公共団体情報システム標準化基本方針の策定等

標準化法に基づく標準化対象事務を政令で規定した上で、デジタル庁は情報システム整備方針との整合性の確保の観点から、総務省は地方公共団体との連絡調整の観点から、標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する府省庁とともに、地方公共団体情報システム標準化基本方針<sup>66</sup>の案を策定し、関係行政機関の長に協議し、全国知事会・全国市長会・全国町村会から意見聴取を行った上で、令和3年度（2021年度）中を目途に定める。

標準化対象事務は、標準化法の趣旨を踏まえ、情報システムによる処理の内容が地方公共団体において共通しているかという観点等から、累次の閣議決定において示されてきた17業務<sup>67</sup>に、戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録事務を加える。

<sup>63</sup> 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務のアプリケーション及び基幹業務と付属又は密接に関連する業務のアプリケーションをいう。

<sup>64</sup> 標準化基準に適合して開発した基幹業務のシステムをいう。

<sup>65</sup> 地方公共団体の情報システムの運用経費等の増減はKPIの1つであって、統一・標準化の取組も踏まえ、デジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）に基づく業務改革（BPR）を進め、業務全体に係るコストを抑えるとともに、新サービスの実現など新たなイノベーションの競争環境を創出していくことが、より重要である点は言うまでもない。

<sup>66</sup> 標準化法第5条第1項に規定する基本方針をいう。

<sup>67</sup> 児童手当（内閣府）、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税（総

地方公共団体情報システム標準化基本方針においては、法令改正の検討を行う場合に同時に標準化基準の改定を検討する旨、統一・標準化の目的に沿った業務改革(BPR)に関する提案を地方公共団体から所管府省庁が受け付け、標準化基準に反映していくために必要な具体的措置、標準化基準への適合性の確認の方法等についても記載する。

また、統一・標準化の取組については、議論の過程を透明化し、ウェブサイト等にもその過程を公表すること、目標・取組・スケジュール等の段取りを地方公共団体にも分かりやすい形で提示すること、多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進めること、地方公共団体が計画的に取組を進められるよう国として十分に支援を行うこと等についても記載する。

なお、地方公共団体情報システム標準化基本方針に定められる事項に関する調整及び標準化対象事務ごとの進捗管理については、デジタル庁及び関係府省庁が地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議（以下「関係府省会議」という。）を通じて行う。

## ② 標準化基準における共通事項の策定等

標準化基準における共通事項（非機能要件、データ要件・連携要件など）の策定等に取り組む（標準化基準における共通事項の策定等に関する具体的な施策について、以下を参照。）。

## ③ 制度所管府省庁による標準化基準の策定

標準化基準のうち、②の共通事項を除いたもの（機能要件等）については、令和3年度（2021年度）中に策定される地方公共団体情報システム標準化基本方針（同方針が策定されるまでは、関係府省会議において共有された作業方針）に基づき、制度所管府省庁が検討体制を整備の上、作業を進めるとともに、データ要件・連携要件の内容との整合性の確保を図った上で、策定する（制度所管府省庁による標準化基準の策定の方針について、以下を参照。）。

## ④ 統一・標準化を進めるための支援

### ア 財政支援

目標時期である令和7年度（2025年度）までにガバメントクラウド上で基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指すため、デジタル庁は、令和2年度（2020年度）第3次補正予算により地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に造成された基金の執行について、情報システム整備方針に基づき、総務省を通じて適切に統括・監理を行う。

### イ その他の支援

統一・標準化の推進に当たり、デジタル庁は、「デジタル改革共創プラットフォーム」を活用し地方公共団体と対話を行う。また、総務省は、標準準拠システムへの移行に向けた標準的な取組を盛り込んだ手順書（1.0版）について、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行う先行事業の結果なども踏まえながら、必要

---

務省)、就学(文部科学省)、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理及び児童扶養手当(厚生労働省)並びに子ども・子育て支援(内閣府、厚生労働省)を指す。

な見直しを行い、改定する。また、各地方公共団体が当該手順書を踏まえて市町村の標準標準システムへの円滑な移行を行えるよう、関係府省庁・都道府県とも連携して市町村の進捗管理等の支援を行う。

加えて、デジタル庁及び総務省は、都道府県と連携して、複数市町村での兼務を含め、デジタル人材の CIO 補佐官等としての任用等が推進されるように支援する。また、地方公共団体職員との対話や研修、人事交流等を通じて地方公共団体のデジタル人材育成に寄与する。

(略)

## 制度所管府省庁による標準化基準の策定の方針

デジタル3原則に基づき、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）の徹底を前提に進める。具体的には、制度所管府省庁は、マイナポータルびったりサービスとガバメントクラウド上の標準準拠システムとの接続、転出証明書情報等の活用、公金受取口座の登録情報の活用等、機能要件等を定めることとする。

また、積極的な業務改革（BPR）の実現のためには、現場の視点のみならず、行革の視点や行政サービスの利用者視点に基づくサービスデザイン思考が必要となる。デジタル庁は、地方公共団体職員とデジタル庁民間人材等とで構成するワークショップを開催し、標準仕様書をベースとしたデジタル3原則に基づく業務改革（BPR）の提案を具体的にを行うこととし、当該提案を踏まえて、制度所管府省庁においては、標準仕様書について、デジタル庁・総務省においては、データ要件・連携要件についてそれぞれ必要な対応を検討する。

アプリケーションの機能要件等への適合は、当該アプリケーションを利用する地方公共団体が確認する必要があるが、地方公共団体の負担を軽減し、かつ、適合性について実効的に担保することが可能な確認手法について、制度所管府省庁の協力も得ながら、デジタル庁において令和4年（2022年）夏までに提示する。

### ① 住民記録、戸籍の附票、印鑑登録

住民記録システムについては、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書（第2.0版）<sup>68</sup>を改定する。

戸籍の附票システムについては、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書を作成する。

印鑑登録システムについては、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書（第1.0版）<sup>69</sup>を改定する。

### ② 地方税（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税）、選挙人名簿管理

固定資産税、個人住民税等の基幹税務システムについては、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書（第1.0版）<sup>70</sup>を改定する。

選挙人名簿管理に係るシステムについては、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書を作成する。

### ③ 社会保障

国民健康保険に係る業務支援システムは、設計書等について記載の粒度や活用実績等を踏まえ、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書を作成する。

介護保険、障害者福祉に係る業務支援システムは、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書（第1.0版）<sup>71</sup>を改定する。

児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理に係る業務支援システムについても、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書を作成する。

### ④ 教育

就学に係る学齢簿作成、就学援助認定等のシステムは、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書（第1.0版）<sup>72</sup>を改定する。

#### ⑤ 児童手当、子ども・子育て支援

児童手当、子ども・子育て支援に係る業務支援システムについては、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書を作成する。

#### ⑥ 戸籍

市町村の戸籍システムについては、既存の標準仕様書と、標準化基準における共通事項との整合性を確保することとし、そのために標準仕様書の見直しが必要な場合には、令和4年（2022年）夏までに行う。

<sup>68</sup> 「住民記録システム標準仕様書【第2.0版】」（令和3年8月31日自治体システム等標準化検討会（住民記録システム等標準化検討会））

<sup>69</sup> 「印鑑登録システム標準仕様書【第1.0版】」（令和3年9月29日自治体システム等標準化検討会（住民記録システム等標準化検討会））

<sup>70</sup> 「税務システム標準仕様書【第1.0版】」（令和3年8月31日自治体システム等標準化検討会（税務システム等標準化検討会））

<sup>71</sup> 「介護保険システム標準仕様書【第1.0版】」（令和3年8月30日厚生労働省老健局）及び「障害者福祉システム標準仕様書【第1.0版】」（令和3年8月30日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）

<sup>72</sup> 「就学事務システム（学齢簿編製等）標準仕様書【第1.0版】」（令和3年8月文部科学省初等中等教育局）及び「就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第1.0版】」（令和3年8月文部科学省初等中等教育局）

### (3) デジタル化を支えるインフラの整備

(略)

## 6. デジタル社会のライフスタイル・人材

### (1) ポストコロナも見据えた新たなライフスタイルへの転換

(略)

### (2) デジタル人材の育成・確保

#### 【目指す姿】

- 全ての国民が、それぞれのライフステージに応じて必要となる ICT スキルを習得する環境を整備するとともに、社会のそれぞれの立場で求められる人材の確保・育成を図ることにより、目指すべきデジタル社会の着実な実現を図る。



それぞれの立場で必要となるデジタルに関する能力を確保・育成できる社会の実現

#### ① デジタルリテラシーの向上

全ての国民がデジタルリテラシーを向上させることができるよう、「情報活用能力」を「学習の基盤となる資質・能力」として位置付け、令和3年度（2021年度）に研修用教材、実践事例集等の周知を行った上で、小学校におけるプログラミング教育の必修化、中学校におけるプログラミング教育の内容の充実、高等学校における情報科の共通必修科目「情報Ⅰ」の新設を盛り込んだ新学習指導要領に基づく取組を着実に実施する。その際、必要に応じ地域密着型の人材育成に貢献する高等専門学校等、専門的な知識・技術を有する人材の活用を図る。また、令和3年度（2021年度）から令和4年度（2022年度）にかけて児童生徒の情報活用能力の定量的測定のための調査を実施し、結果を公表するとともに、情報モラル教育の充実に向けた取組を推進する。

あわせて、社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充やリカレント教育を支える専門人材の育成、リカレント教育推進のための情報発信等の学習基盤に関する整備に向けた取組を実施することで、産学連携による社会のニーズに即した ICT スキルの習得のためのプログラムなど、大学や専門学校等における実践的なプログラムを充実

する。さらに、教育訓練給付における IT 分野の講座充実に向けた関係府省の連携の推進や職業訓練（離職者訓練、在職者訓練）のデジタル関連分野への重点化等により、第四次産業革命などデジタル技術の進展を踏まえたニーズに応じた人材育成を強化する。

これらの取組や、前述の「デジタル活用支援」や「地域 ICT クラブ」の取組を通じて、国民それぞれのライフステージに応じて必要とする ICT スキルを継続的に学べるよう、引き続き環境整備を行う。

## ② デジタル専門人材の育成・確保

### ア デジタル人材育成プラットフォームの構築

デジタル社会の発展を担うデジタル人材が不足している現状について、アジャイル開発やオープンソース利用が主流となる等のシステム開発の大きな変化を踏まえ必要とされるデジタル人材像及び人数等を検討し、取りまとめ、広く共有する。

社会全体で求められるデジタル人材像を共有して先端技術を担う人材等の育成・確保を図るため、経済界や教育機関等と協力して、教育コンテンツやカリキュラムの整備、実践的な学びの場の提供等を行うデジタル人材育成プラットフォームを構築し、地方におけるデジタル人材育成の取組とも連携する。令和 3 年度（2021 年度）以降、IT 人材スキル標準の整備を進めるとともに、デジタル人材育成プラットフォームでは、オンライン教育ポータルサイト・コンテンツの整備や、実践的な課題解決型学習プログラム（DX ケーススタディ）及び課題解決型現場研修プログラムの実施を通して地域の企業・産業の DX を加速させるために必要なデジタル人材を育成・確保する。

数理・データサイエンス・AI のモデルカリキュラムを踏まえた教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開し、リテラシーレベルに加え、文理を問わず自らの専門分野へ応用する基礎力の習得を進めるとともに、教えられるトップ人材層育成に向けた国際競争力のある分野横断型の博士課程教育プログラムの創設、人文社会系大学院教育におけるダブルメジャーを促進する。あわせて、大学及び高等専門学校における産業界のニーズを踏まえた数理・データサイエンス・AI の優れた教育プログラムを認定する制度を構築し、応用基礎レベルについて令和 3 年度（2021 年度）中に運用を開始するとともに、大学・専修学校等において数理・データサイエンス・AI 分野等を中心とした産学連携プログラムの開発等を進める。

### イ 民間人材育成の推進

IPA では、DADC において、民間事業者がデータを組織・産業横断的に活用するためのアーキテクチャの設計を主導できる専門家を育成するとともに、産業サイバーセキュリティセンターにおいて、サイバーセキュリティ対策を担う人材育成プログラムを実施する。また、NICT では、ナショナルサイバートレーニングセンターにおいて、国・地方公共団体等を対象に、サイバー攻撃に対処可能なセキュリティ人材を育成するとともに、サイバーセキュリティネクサス（CYNEX）において、サイバーセキュリティ人材を育成するための共通基盤を令和 4 年度（2022 年度）までに構築・改修し、産学における自立的な人材育成の支援を推進する。

## ウ 政府機関におけるデジタル人材の確保・育成等の推進

政府機関におけるデジタル化の推進や、情報システムの適切な開発・運用とサイバーセキュリティ対策及びこれらと一体となった業務改革（BPR）等の担い手となる人材の充実を、中長期的な計画の下で進めるため、各府省庁は、組織規模や所管する情報システムの実情を踏まえつつ、「デジタル人材確保・育成計画」を策定・改定し、その着実な実施を図るとともに、政府デジタル人材<sup>73</sup>の確保・育成等について次の取組を推進する。

### i) 政府デジタル人材（部内育成の専門人材）の確保・育成

各府省庁において、政府デジタル人材を確保・育成するため、次の取組を推進する。

- 各府省庁の統括部局、一定のシステム<sup>74</sup>所管部局の体制を整備し、人材を拡充するとともに、あらゆる部局で、DXや業務改革（BPR）、データ利活用等を進めるために必要な人材を広く活用できるよう、体制を整備し、人材の拡充を行う。
- 令和4年度（2022年度）以降の国家公務員採用試験に新設等される総合職試験の「デジタル」区分及び一般職試験の「デジタル・電気・電子」区分について、デジタル庁を中心に各府省庁において合格者の積極的な採用に努めるとともに、啓発活動・人材確保活動を通じて積極的な広報を実施する。
- 各府省庁において、「デジタル人材確保・育成計画」の一環として、研修受講、出向、スキル認定等に係る具体的な目標を設定した「政府デジタル人材育成支援プログラム」を策定・改定し、人材の適切な育成について明記する。
- デジタル庁、NISC等は、各府省庁が策定・改定する上記計画やプログラムに基づく人材の確保・育成を支援する。特に、デジタル化の進展等を踏まえて必要となる能力を整理し、その育成のために必要となる研修の体系・内容・手法・対象等の継続的な見直しを行う。
- 政府デジタル人材に対する適切な処遇の確保のため、手当等を活用し、一定の給与上の評価を行うとともに、「デジタル人材確保・育成計画」の中で、出向等の機会を捉えた昇任等も含め、高位のポストまでを見据えた人事ルート例（イメージ）を設定する。

上記の取組に加え、デジタル庁を中心として、国、地方公共団体、民間企業、独立行政法人など、組織の垣根を超えた人材の行き来や、デジタル庁と各府省庁等の職員が一体的にシステムの開発・運用等を行うことを通じて人材の育成が行われるような環境の整備を行う。

### ii) 高度デジタル人材（外部から登用する高度な専門人材）の確保・協働

政府機関が最新の技術を駆使してプロジェクトの推進や高度な事案への対処を行うためには、任期付職員制度等の活用を通じて、高度な専門人材を外部から登用して政府デジタル人材等の知見を補完し、協働することが必要である。

<sup>73</sup> IT・セキュリティに関する一定の専門性と、所掌事務に関する十分な知識・経験を有し、政策の企画立案部局や事業実施部局等におけるDXや、ITガバナンス、情報システムの開発・運用、サイバーセキュリティ対策、業務改革（BPR）、データの利活用等に中核となって取り組む人材のこと。

<sup>74</sup> デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン別紙5におけるプロファイルレベル Type II 以上のシステム等。



これを踏まえ、デジタル庁やNISCにおいては、高度専門人材を採用し、各府省庁に対する支援・助言を実施する。

また、利害関係や職務執行への支障に配慮しつつ兼業・副業も可能な非常勤職員での採用や、ITスキルに関する民間の評価基準を活用する等の工夫を含めた外部の高度専門人材を活用する場合の採用の在り方について検討を進める。

### iii) 幹部職員を含む一般職員のリテラシー向上

広く幹部職員を含む一般職員のリテラシーを向上させ、必要な際に適切な手法でデジタル技術を使いこなせるようにするため、職員が継続的にIT・セキュリティ等の知識を更新・補充するための環境整備・支援を行うとともに、管理職を対象とした研修の実施等、管理職がデジタル改革の推進に向けたリーダーシップを適切に発揮できるような取組を推進する。

### iv) デジタル人材の確保・育成のための体制の整備等

各府省庁がそれぞれの機能を果たし、政府一丸となってデジタル改革に必要な人材の確保・育成に向けた取組を進めるため、サイバーセキュリティ・情報化審議官等の下、各府省庁内を指揮監督する強力な体制を敷く。

デジタル人材の確保・育成に向けた各府省庁の取組状況については、デジタル社会推進会議副幹事会、サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議（副CISO等連絡会議）において共有を図る。

各府省庁において、上記のような政府デジタル人材を中心とした人材の確保・育成等の取組を進める際には、当該人材のキャリアパスを見渡した上で、適時適切な時期に知識・経験を付与する必要がある。

また、「人に優しいデジタル化」をサイバーセキュリティ対策と一体的に進めるに当たっては、システム開発時からのセキュリティ・バイ・デザインを担保することが重要であり、それが可能となるような人材の確保・育成に配慮することが求められる。

さらに、独立行政法人等についても、上記の各府省庁における取組の方針を参考に、その業務の特性等に鑑み、デジタル人材の確保・育成に向け必要に応じた取組を行うものとし、独立行政法人に対して、各府省庁はその取組状況等について確認等を行う。

## エ 女性デジタル人材育成の推進

新型コロナウイルス感染症の影響やデジタル化の進展に伴う経済・産業構造の変化を見据え、デジタル人材のジェンダーギャップ<sup>75</sup>を解消し、女性人材の育成や成長産業への円滑な移動支援を図っていくことが重要である。学校教育段階からの取組のほか、女性に対するデジタル分野のリカレント教育の機会提供・就労支援を行

<sup>75</sup> 「IT人材白書2020 今こそDXを加速せよ ～選ばれる“企業”、選べる“人”になる～」(独立行政法人情報処理推進機構(IPA)社会基盤センター)によると、令和元年度(2019年度)の情報サービスの男女比は男性75.2%に対して女性24.8%となっており、全産業の労働人口に占める女性比率44.5%に比較すると女性が低い傾向にある。これは、我が国における女性の労働参加の実態として出産・育児や介護を理由とする身体的、時間的制約により、フルタイム勤務を求められる職場では継続的に働くことが難しく、職場研修や経験を通じたデジタルスキルを習得する機会が得にくい状況が続いていること等が理由として考えられる。

うとともに、育児・介護等でフルタイムの仕事が出来ない女性も時短・テレワークでデジタル就労ができる環境を整備する必要がある。

このため、地方公共団体が、男女共同参画センター・経済団体・大学等と連携して行う、女性のデジタルスキル取得・向上のための学び直し・教育訓練や当該スキルを生かした再就職・転職の支援等を支援する。また、ハロートレーニング等において、企業のニーズにマッチした、就労に直結するデジタル分野の講座を充実させるとともに、eラーニングの活用等により遠隔からの受講が可能となるよう、産学官の優良なデジタル研修講座をデジタル人材育成プラットフォームで共有するなどして、地域包括DX推進拠点も活用しながら、全国に展開する。さらに、育児・介護等で時間的制約がある女性が働きやすい時短・テレワークなど柔軟な環境や、ワークシェアリングやコーチングなど安心して働けるサポートが充実した環境の拡大に向け、優良事例を紹介するなど、企業、地方公共団体、国などが協力して全国に展開し、地域の女性のデジタル雇用創出と地域企業の生産性向上の実現を図る。

## 第7 今後の推進体制

### 1. デジタル庁の役割と政府における各種会議

#### (1) 司令塔としてのデジタル庁の役割

デジタル社会の実現に向けて、国、地方公共団体、事業者が連携・協力しながら社会全体のデジタル化を推進していく際に、デジタル庁は、デジタル社会の実現に関する司令塔として、利用者目線で適切にニーズをくみ取ったサービスを提供することによる国民の利便性の向上や、デジタル基盤やデータ流通環境の整備、行政や公共分野におけるサービスの質の向上、デジタル人材の育成・確保、教育・学習の振興、安心して参加できるデジタル社会の実現を図るため、主導的な役割を担い、関係者によるデジタル化の取組を牽引していく。

また、デジタル改革、規制改革、行政改革といったデジタル時代にふさわしい構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進するとともに、デジタル田園都市国家構想の実現においても内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局と連携としてデジタル技術を地域の暮らしや産業に実装するなど、重要な役割を担っていく。

(第3 司令塔としてのデジタル庁の役割を参照)

#### (2) デジタル社会推進会議の開催

内閣総理大臣を議長とし、全閣僚等をメンバーとするデジタル社会推進会議<sup>76</sup>は、デジタル社会の形成のための施策の実施を推進する。デジタル監及び内閣総理大臣により任命された幹事からなるデジタル社会推進会議幹事会<sup>77</sup>は、デジタル社会形成基本法に基づく重点計画に記載された具体的施策の検証・評価等、デジタル社会推進会議におけるデジタル社会の形成のための施策の実施の推進及び関係行政機関の相互の調整に資することを目的として開催する。

<sup>76</sup> デジタル庁設置法第14条及び第15条

<sup>77</sup> 令和3年9月6日デジタル社会推進会議議長決定

### **(3) デジタル社会構想会議の開催**

デジタル大臣が指名する有識者によって構成されるデジタル社会構想会議において、デジタル臨時行政調査会とも連携しながら、今後のあるべきデジタル社会の在り方等について調査審議を行う。

### **(4) デジタル臨時行政調査会及びデジタル田園都市国家構想実現会議の開催**

規制・制度、行政や人材の在り方まで含めて本格的な構造改革を行うため、内閣総理大臣を会長とする「デジタル臨時行政調査会」を開催し、デジタル改革、規制改革、行政改革といった構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進する。

また、デジタル技術の実装を通じて、地方が抱える課題を解決することで、地域の暮らしの向上、産業の活性化、持続可能な社会の実現、幸福度の増大等による地方の活性化を図るため、主にデジタル臨時行政調査会での検討成果の活用やデジタル基盤の整備等の観点から、内閣総理大臣を議長とする「デジタル田園都市国家構想実現会議」を開催し、国が中心となって整備するデジタル基盤の上でデジタル化の恩恵を日本全国津々浦々にまでに広げ、根付かせるための取組を強力に推進する。

## **2. 地方公共団体等との連携・協力**

デジタル庁は、デジタル社会の形成に向けた施策の検討・推進に当たっては、国民との接点の最前線にいる職員の声を聴きつつ、地方公共団体との連携・協力を図る。あわせて、国及び地方公共団体に関連する重要な情報システムの開発・運用等を担う地方公共団体情報システム機構（J-LIS）とも連携等を図る。

## **3. 民間事業者等との連携・協力**

政府は、デジタル技術を活用した事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上等が図られるよう、民間事業者等に対する意識の啓発、標準化やAPI連携も含めたプラットフォーム整備など、民間事業者等との連携や協力を積極的に推進する。そのための情報共有・人材交流や、環境整備も図る。

# デジタル社会の実現に向けた重点計画

## < 工程表 >

(初等中等教育関係抜粋)

令和3年12月

※ 本工程表は、重点計画に記載する項目のうち重要な施策を中心に、その取組スケジュールを示すものである。

# 第4 デジタル社会の実現に向けての理念・原則

|   | 2021年度<br>(令和3年度)  | 2022年度<br>(令和4年度)  | 2023年度<br>(令和5年度) | 2024年度<br>(令和6年度)                                  | 2025年度<br>(令和7年度) |  |
|---|--|--------------------|-------------------|--|-------------------|--|
| <b>1. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現</b><br>①利用者視点でのサービスデザイン体制の確立<br>②デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備<br>③皆で支え合うデジタル共生社会の実現<br>④経済的事情等に基づく格差の是正<br>⑤「言葉の壁」の克服<br>⑥情報通信ネットワークの利用環境等の格差の是正 |  |                    |                   |  |                   |  |
|   | 障害者や高齢者を含む、誰もがデジタルによる恩恵を享受できる情報バリアフリー環境の実現に向けて、障害者等の利便の増進に資するICT機器・サービスの研究開発及び提供の推進を図る   |                    |                   |  |                   |  |
|   | 国・地方公共団体等の公的機関のウェブアクセシビリティの確保・向上の取組促進を図る。また、企業・障害者等の状況にきめ細やかに対応可能なICT機器・サービスの開発に当たって、障害者向けICT機器・サービスの開発に資する情報の収集・共有のための関連情報のデータベースの利用促進を図る |                    |                   |  |                   |  |
|   | 「デジタル活用支援」の内容の充実を図り、これらを起点として地方公共団体や教育機関等と連携し、地域のサポート体制を確立することにより、幅広い取組を国民運動として促進  |                    |                   |  |                   |  |
|   | 地域ICTクラブのネットワーク化   | オンライン環境下での地域の学びを促進 |                   | オンラインの活用やネットワーク化の検討を通じて、地域ICTクラブの更なる広がりに向けた普及促進を図る |                   |  |
|   | 生活困窮者のデジタル利用などの実態把握をし、実態把握に基づく措置・好事例の横展開を図る  |                    |                   |  |                   |  |
|   | 全国の学校におけるICT環境の整備とそれを活用するためのICT支援人材の学校への配置促進、低所得世帯向けの通信環境の整備を図る  |                    |                   |  |                   |  |
|   | 令和7年（2025年）大阪・関西万博を目標として、ビジネスや国際会議等でも実用的に活用可能なレベルの多言語同時通訳の研究開発を推進  |                    |                   | 多言語翻訳技術を活用したサービスの利用拡大に向けた取組を推進                     |                   |  |
|   | 在宅学習・在宅勤務・オンライン診療等の利用環境に係る地域間格差の解消を図るため、引き続き、離島も含めた全国的な光ファイバ整備を推進<br>どこにおいても確実に災害情報を得られるような環境を整備するため、ケーブルテレビネットワークの光化を推進                   |                    |                   |  |                   |  |

# 第5 デジタル化の基本戦略

|   | 2021年度<br>(令和3年度)  | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) | 2024年度<br>(令和6年度) | 2025年度<br>(令和7年度) |
|---|--|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 4. 安全・安心の確保   |  |                   |                   |                   |                   |
|   | ②個人情報の保護   |                   |                   |                   |                   |
|   | <p>個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、様々な主体の意見を十分に聴取しながら、当該制度の周知・広報等を行う</p> <p>令和2年改正法の施行に関して、制度の周知・広報を行うとともに、強化された越境移転規制に係る法令遵守支援としての外国法制度の調査、情報提供に積極的に取り組む</p> <p>令和3年改正法の令和5年春の全面施行に向けて、地方公共団体の機関との丁寧なコミュニケーションを図りつつ、政令・規則・ガイドラインの整備を進める</p> <p>令和3年改正法により新たに適用対象となる国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人や、例外規定の精緻化が行われる学術研究機関等に対し、十分な制度の周知・広報等を行う</p> <p>これらの改正法によって拡大される事務・権限を適切に執行するため、個人情報保護委員会の体制の強化を図る</p> |                   |                   |                   |                   |
|   | ③情報通信技術を用いた犯罪の防止   |                   |                   |                   |                   |
| <p>警察庁組織改正</p> <p>不正アクセスの防止やトレーサビリティの確保に向けた官民連携の取組、サイバー犯罪に関する警察への通報の促進、サイバー犯罪の取締りへの技術支援・解析能力の向上、サイバー犯罪に関する注意喚起の実施等に取り組む</p> |  |                   |                   |                   |                   |
| ④高度情報通信ネットワークの災害対策  |  |                   |                   |                   |                   |
| <p>通信事業者によるネットワークの冗長性の確保（ルートの二重化等）のための環境の整備、災害発生時における MIC-TEAM（災害時テレコム支援チーム）や携帯基地局等の電源確保のための移動電源車の派遣、災害対策用移動通信機器の配備等を推進</p> |  |                   |                   |                   |                   |

# 第5 デジタル化の基本戦略

|   | 2021年度<br>(令和3年度)  | 2022年度<br>(令和4年度)  | 2023年度<br>(令和5年度)   | 2024年度<br>(令和6年度) | 2025年度<br>(令和7年度) |
|---|--|--|---|-------------------|-------------------|
| <b>5. 包括的データ戦略の推進</b><br>① トラストを確保する枠組みの実現<br>② プラットフォーム<br>③ データ取り扱いルールの実装の推進<br>④ データ取引市場とPDS・情報銀行<br>⑤ ベース・レジストリの整備の推進等<br>⑥ オープンデータの推進<br>⑦ 基盤となるデータの整備<br>・ID／カタログサイト／コードの整備等<br>・データマネジメントの強化 |  |  |   |                   |                   |
|   | トラストニーズの把握・トラストレベルの分類等を行い、トラストポリシーの基本方針の取りまとめを行う   | 出口戦略の実証実施及びトラストポリシーの詳細設計を行い、2020年代早期の実装を目指す  |   |                   |                   |
|   |  | デジタル庁は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）デジタルアーキテクチャ・デザインセンター（以下「DADC」という。）とともに、重点的に取り組むべき分野ごとのルール設定等   |   |                   |                   |
|   |  | 「健康・医療・介護」、「教育」、「防災」、「モビリティ」、「農業・水産業・食関連産業」、「インフラ」、「スマートシティ」を重点的に取り組むべき分野として、令和7年（2025年）までのプラットフォームの実装を目指す   |   |                   |                   |
|   | ルールの具体化に当たって参照できるガイダンスを策定  | 「データ取扱い一般に関する共通ルール」や「データ流通を促進・阻害要因を払拭するためのルール」の各分野のプラットフォームにおける具体化や、データ流通を容易にするためのツール開発と各分野のプラットフォームへの実装を進める   |   |                   |                   |
|   | 一般的な市場の成立要件を踏まえたデータ取引市場の成立要件や課題、具体的な実装方策の方向性を明確化する   | データ取引市場について、その創設に向けたニーズ分析、データの利用条件の設定・明示の仕方、データの記述形式の標準化や契約支援機能の開発を検証する実証的な調査を行う   |   |                   |                   |
|   |  | 国民起点でのサービス設計に資する観点から、個人が自らの意思でデータを蓄積・管理し、活用することを可能とするPDS（Personal Data Store）や情報銀行について、準公共分野における地方公共団体等とのデータ連携や、データの移転・利用を促進するためのデータポータビリティの実現に向けた実証・検討を行う |   |                   |                   |
|   |  | 今後、関係府省庁は「ベース・レジストリの指定について」に基づき、ベース・レジストリの整備を行う<br>品質向上の必要性等の観点から令和3年（2021年）5月時点ではベース・レジストリとしての指定を見送ったデータについて、品質確保の取組を講じつつ、指定に向けて引き続き取り組む                  |   |                   |                   |
|   |  | 事業者・事業所ベース・レジストリについて、ユースケース、必要となるID体系、基礎情報・属性情報・動態情報等を整理する   | 住所・土地、行政等のベース・レジストリについて、ユースケース、必要となるID体系、基礎情報・属性情報・動態情報等を整理する |                   |                   |
|   |  | APIによるデータ連携を可能とするシステム整備や、目的外利用の禁止等の制度的な課題などについては、「ベース・レジストリの指定について」に基づき適切に対応し、令和7年（2025年）までの実装を目指す   |   |                   |                   |
|   | 情報システム整備方針や相互連携分野において各府省庁が策定する相互連携分野における標準に係る整備方針に、オープンデータ・バイ・デザインや機械判読性の強化といったオープンデータ基本指針の考え方を反映させるとともに、デジタル庁の関わる情報システム整備の際に、これらが反映されるよう実効性の確保を検討する |  |   |                   |                   |
| 一覧性、検索性のあるカタログサイトを整備  | データ項目の定義を一覧にするデータ・ディクショナリを整備する<br>政府等で整備しているコード情報の収集・一覧化を行い、カタログサイトから検索できるようにする  |  |   |                   |                   |
|   | 情報システム整備方針や相互連携分野において各府省庁が策定する標準に係る整備方針にこれらを反映させるとともに、デジタル庁が関わる情報システム整備の際に、これらへの遵守を要件とするなど実効性の確保を検討する  |  |   |                   |                   |

# 第6 デジタル社会の実現に向けた施策

|  | 2021年度<br>(令和3年度)   | 2022年度<br>(令和4年度)   | 2023年度<br>(令和5年度)  | 2024年度<br>(令和6年度)                         | 2025年度<br>(令和7年度)                              |  |
|--|---|---|--|---|--|--|
| <b>2. 暮らしのデジタル化</b><br><b>(2) 準公共分野のデジタル化の推進</b><br><br><b>①健康・医療・介護</b><br><b>データヘルス改革の推進</b> |   |   |  |   |  |  |
|  | 事業主健診（40歳未満）<br>法制上の対応・システム改修<br>※特定健診結果として保険者に提供された40歳以上の事業主健診の結果は、令和3年（2021年）10月から、マイナポータルを用いた本人閲覧が可能となっている | システム整備でき次第、マイナポータルでの保険者に提供された事業主健診（40歳未満）情報の提供開始、マイナポータルと民間PHR事業者のAPI連携開始 |  |   |  |  |
|  | 自治体検診：<br>システム改修  | システム整備でき次第、マイナポータルでの自治体検診情報の提供開始、マイナポータルと民間PHR事業者のAPI連携開始                 |  |   |  |  |
|  | 学校健診：<br>実証事業・システム改修  | システム整備でき次第、随時提供開始   |  |   | マイナポータルでの学校健診情報の提供<br>※令和6年度（2024年度）中に全国の学校で対応 |  |
|  | マイナポータルでの薬剤情報、特定健診等情報等の提供を順次開始<br>マイナポータルと民間PHR事業者のAPI連携開始  |   |  |   |  |  |
|  | 業界団体等と連携したより<br>高い水準のガイドラインの整備  | 業界団体等と連携した<br>第三者認証の立ち上げ  | 適正な民間PHRサービスの提供に向けて第三者認証制度等の運用開始   |   |  |  |
|  | NDBと介護DBを連結できるデータのサンプルデータの公表に向けた検討・公表   |   |  |   |  |  |
|  | NDB・介護DBとDPCデータベースとの連結解析を開始   |   |  |   |  |  |
|  | NDB・介護DBと保健医療分野や国民生活に関する他の公的データベースとの連結解析に向けた法的・技術的課題等の検討  |   |  |   |  |  |
|  | 郵便番号・市町村コード及び高額療養費自己負担限度額区分の収載・提供開始（NDB）  |   |  |   |  |  |
|  | ※上記を含め、「データヘルス改革に関する工程表について」（令和3年6月厚生労働省）に基づく取組を着実に進める。   |   |  |   |  |  |
|  | オンライン診療等の強力な推進  | オンライン診療の<br>特別措置の<br>恒久化に向けた検討  | オンライン診療の更なる活用に向けた<br>基本方針を策定し、オンライン診療<br>活用の好事例の展開を実施                              | 引き続き必要な対応を実施                              |  |  |
|  |   | オンライン服薬指<br>導の特別措置の<br>恒久化に向けた検討  | 引き続き必要な対応を実施   |   |  |  |
|  | ICTやアプリを活用した新型コロナウイルス感染症等への対応について   | DMAT活動情報<br>等のAPIの構築等、<br>EMISのシステム<br>改修を実施                              | G-MISとの連携を踏まえた<br>シングルサインオンへの対応や<br>医療機関IDへの対応等、<br>医療機関の負担軽減のため<br>EMISに必要な見直しの実施 | 緊急事態において効率的に情報収集、管理を行うために必要なシステム間の連携を順次実装 |  |  |



# 第6 デジタル社会の実現に向けた施策

|   | 2021年度<br>(令和3年度)  | 2022年度<br>(令和4年度)                                     | 2023年度<br>(令和5年度)                                | 2024年度<br>(令和6年度) | 2025年度<br>(令和7年度) |
|---|--|---|--|-------------------|-------------------|
| (2) 準公共分野のデジタル化の推進<br>②教育<br>教育現場におけるICT利<br>活用環境の強化など<br>GIGAスクール構想の基<br>盤整備<br>教育データの利活用の促<br>進とそれに必要な環境整<br>備<br>デジタル社会を見据えた<br>教育 |  |   |  |                   |                   |
|   | 全国一斉にネットワークの<br>点検・応急対応を実施                                   | 原因に応じた解決を図る   |  |                   |                   |
|   | 教職員端末の整備支援   | 次期の教育ICT環境整備計画への反映の検討                                 | 次期の教育ICT環境整備計画への反映                               |                   |                   |
|   | 端末の持ち帰りも含<br>めた利活用に関する<br>ガイドラインの策定                          | 学校現場・保護者への周知<br>実態や現場の声を踏まえ更なる改善                      | 左記について、実態や現場の声を踏まえ更なる改善                          |                   |                   |
|   | 児童生徒の1人1台端末の将来の在り方について検討                                     | 端末の利活用等の実態や現場の声、検討結果も踏まえ、必要な措置の実施                     |  |                   |                   |
|   | 学校と家庭との連絡のデジタル化を含めた校務の<br>デジタル化の推進に向けて、専門家の知見も踏まえて検討         | 左記の検討を踏まえた措置の実施                                       |  |                   |                   |
|   | マイナンバーカードを活用した転校時等の<br>教育データの持ち運び等の方策を検討<br>(事業の中で具体的な事例を検証) | 検討結果を踏まえ、希望する家庭・学校<br>における活用を実現できるように取り組む             |  |                   |                   |
|   | デジタル社会を見据えた<br>教育  | デジタル社会を見据えた教育について関係省庁で検討し、その結果に基づき随時、必要な制度的その他の措置を講ずる |  |                   |                   |
|   | ③防災<br>防災情報アーキテクチャ等<br>の検討                                   | 防災情報アーキテクチャの検討  | ※上記を含め、「教育データ活用ロードマップ」等に基づく取組を着実に進める。            |                   |                   |
|   | 地方公共団体等の防災<br>業務のデジタル化の推進                                    | 地方公共団体の防災業務のデジタル化に向けた検討<br>避難所運営のデジタル化推進検討            | 検討結果を踏まえ、実態や現場の声を踏まえデジタル化を促進                     |                   |                   |
| 被災者生活再建支援手<br>続のデジタル化   | 被災者支援制度<br>DB構築  | 周知・利用の促進  |  |                   |                   |
|   | 添付書類の省略化・電子化について被災者生活再建支援法人等と調整                              |   | 調整が整ったものから順次省略化・電子化を行う                           |                   |                   |
| 防災関係プラットフォーム<br>の構築   | 防災PF<br>基本構想   | 防災PF構築  |  |                   |                   |
| ④子ども  | 子どもに関する各種デー<br>タの連携による支援<br>実証事業の実施                          | 実証実験に向けた追加作業、<br>制度面・運用面での課題の<br>検討・整理                | 実証事業を踏まえ、データ連携やそれを実現するシステムの在り方について、関係省庁が一体となって検討 |                   |                   |

# 第6 デジタル社会の実現に向けた施策

|  | 2021年度<br>(令和3年度)                        | 2022年度<br>(令和4年度)   | 2023年度<br>(令和5年度)   | 2024年度<br>(令和6年度) | 2025年度<br>(令和7年度) |  |
|--|--|---|---|-------------------|-------------------|--|
| <b>(1) 国の情報システムの刷新</b><br>⑩独立行政法人の情報システム   |  |   |   |                   |                   |  |
|  | デジタル庁が総合調整機能の一環として目標策定・評価に一定の関与を行う仕組みを設定 | 各主務大臣は、デジタル庁と協議の上、情報システム整備方針を踏まえた目標の策定・変更を実施<br>全体の状況を把握するため、棚卸しを実施 | 各主務大臣は評価の結果をデジタル庁に遅滞なく通知し、デジタル庁は必要に応じて意見を述べる<br>棚卸し結果を踏まえ、更なる措置の実施<br>また棚卸し結果を基により詳細な調査の実施を検討 |                   |                   |  |
| <b>(2) 地方の情報システムの刷新</b><br>①地方公共団体情報システム標準化基本方針の策定等<br>②標準化基準における共通事項の策定等<br>③制度所管府省庁による標準化基準の策定<br>④統一・標準化を進めるための支援 |  |   | ガバメントクラウド提供   |                   |                   |  |
|  |  |   | ガバメントクラウド利用地方公共団体 順次拡大  |                   |                   |  |
|  |  |   | 標準準拠システムへの移行 (※)<br>(地方公共団体はガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用)  |                   |                   |  |
|  |  |   | ※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。   |                   |                   |  |
|  |  | 仕様策定・仕様の調整<br>(データ要件・連携要件等、20業務の機能要件)                               |   |                   |                   |  |
|  |  | 標準準拠システム開発<br>(ガバメントクラウド上でのサービス提供前提)                                |   |                   |                   |  |

# 第6 デジタル社会の実現に向けた施策

|  | 2021年度<br>(令和3年度)   | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度)   | 2024年度<br>(令和6年度) | 2025年度<br>(令和7年度) |
|--|---|-------------------|---|-------------------|-------------------|
| <b>6. デジタル社会のライフスタイル・人材</b><br><b>(2) デジタル人材の育成・確保</b><br>① デジタルリテラシーの向上 |   |                   |   |                   |                   |
|  | 全ての国民がデジタルリテラシーを向上させることができるよう、「情報活用能力」の「学習の基盤となる資質・能力」としての位置付け、小学校におけるプログラミング教育の必修化、中学校におけるプログラミング教育の内容の充実、高等学校における情報科の共通必修科目「情報Ⅰ」の新設を盛り込んだ新学習指導要領に基づく取組を着実に実施する          |                   |   |                   |                   |
|  | 研修用教材、実践事例集等の周知   |                   |   |                   |                   |
|  | 小・中・高の新学習指導要領の着実な実施   |                   |   |                   |                   |
|  | 社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充やリカレント教育を支える専門人材の育成、リカレント教育推進のための情報発信等の学習基盤に関する整備に向けた取組を実施することで、産学連携による社会のニーズに即した ICT スキルの習得のためのプログラムなど、大学や専門学校等における実践的なプログラムを充実する                   |                   |   |                   |                   |
|  | 児童生徒の情報活用能力の定量的測定のための調査を実施するとともに、情報モラル教育の充実に向けた取組を推進する  |                   |   |                   |                   |
|  | 情報活用能力調査の実施・公表  |                   |   |                   |                   |
|  | 調査結果を踏まえて内容の改善、情報活用能力調査の継続  |                   |   |                   |                   |
|  | 最新の動向を踏まえた情報モラル教育に関するコンテンツの充実・普及  |                   |   |                   |                   |
|  | 教育訓練給付における IT 分野の講座充実に向けた関係府省の連携の推進や職業訓練（離職者訓練、在職者訓練）のデジタル関連分野への重点化等により、第四次産業革命などデジタル技術の進展を踏まえたニーズに応じた人材育成を強化する   |                   |   |                   |                   |
| ② デジタル専門人材の育成・確保<br>デジタル人材育成プラットフォームの構築                                  | 経済界や教育機関等と協力して、教育コンテンツやカリキュラムの整備、実践的な学びの場の提供等を行うデジタル人材育成プラットフォームを構築し、地方におけるデジタル人材育成の取組とも連携する  |                   |   |                   |                   |
|  | 数理・データサイエンス・AI のモデルカリキュラムを踏まえた教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開し、リテラシーレベルに加え、文理を問わず自らの専門分野へ応用する基礎力の習得を進めるとともに、教えられるトップ人材層育成に向けた国際競争力のある分野横断型の博士課程教育プログラムの創設、人文社会系大学院教育におけるダブルメジャーを促進する |                   |   |                   |                   |
| 民間人材育成の推進  | デジタル人材育成プラットフォームの運営   |                   |   |                   |                   |
|  | IPA では、DADC において、民間事業者がデータを組織・産業横断的に活用するためのアーキテクチャの設計を主導できる専門家を育成するとともに、産業サイバーセキュリティセンターにおいて、サイバーセキュリティ対策を担う人材育成プログラムを実施  |                   |   |                   |                   |
|  | NICTのナショナルサイバートレーニングセンターにおいて、サイバー攻撃に対処可能なセキュリティ人材を育成  |                   |   |                   |                   |
|  | NICTのサイバーセキュリティネクサス（CYNEX）において、サイバーセキュリティ人材を育成するための共通基盤を構築  |                   | NICTのサイバーセキュリティネクサス（CYNEX）において、構築したサイバーセキュリティ人材を育成するための共通基盤を基に、産学における自立的な人材育成の支援を行う |                   |                   |

# 第6 デジタル社会の実現に向けた施策

|   | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度)                                 | 2023年度<br>(令和5年度)                                 | 2024年度<br>(令和6年度)                                 | 2025年度<br>(令和7年度)                                 |
|---|-------------------|---|---|---|---|
| (2) デジタル人材の育成・確保<br>政府機関におけるデジタル人材の確保・育成等の推進<br>高度デジタル人材の確保・協働<br>幹部職員を含む一般職員のリテラシー向上 | 採用試験の見直し内容等の広報    | 政府全体としての啓発活動・人材確保活動                               |   |   |   |
|   |                   | 見直し後の試験区分に基づく採用試験の実施                              | 見直し後の試験区分からの採用                                    |   |   |
|   | 育成支援策の全体像の検討      | 具体的な育成支援策の検討・開発<br>先行実施                           | 見直しを踏まえた育成支援策の実施                                  |   |   |
|   |                   | 各府省庁による計画的な育成<br>進捗フォローアップ                        | 各府省庁による計画的な育成<br>進捗フォローアップ                        | 各府省庁による計画的な育成<br>進捗フォローアップ                        | 各府省庁による計画的な育成<br>進捗フォローアップ                        |
|   |                   | デジタル庁/NISCによる人材の確保及び確保した人材による各府省庁の支援/高度人材活用の在り方検討 | デジタル庁/NISCによる人材の確保及び確保した人材による各府省庁の支援/高度人材活用の在り方検討 | デジタル庁/NISCによる人材の確保及び確保した人材による各府省庁の支援/高度人材活用の在り方検討 | デジタル庁/NISCによる人材の確保及び確保した人材による各府省庁の支援/高度人材活用の在り方検討 |
|   |                   | 各府省庁による研修等  | 各府省庁による研修等  | 各府省庁による研修等  | 各府省庁による研修等  |
|   |                   | 各府省庁が実施する研修等に対する支援                                | 各府省庁が実施する研修等に対する支援                                | 各府省庁が実施する研修等に対する支援                                | 各府省庁が実施する研修等に対する支援                                |
|   |                   |   |   |   |   |
|   |                   |   |   |   |   |
|   |                   |   |   |   |   |

# マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表

|          |  | 実施済みの事項   | 2021年度<br>(令和3年度)  | 2022年度<br>(令和4年度)<br>※ほとんどの住民が<br>カードを保有(想定) | 2023年度～<br>(令和5年度～) | 担当部署                                   |
|----------|--|---|--|--|---------------------|--|
| 各種証明書等関係 | 在留カード  |   | 検討   | 法案提出   | 一体化に向け必要な措置を実施      | 出入国在留管理庁在留管理支援部<br>在留管理課在留管理業務室        |
|          | 教員免許状  |   | 運用開始   |  |                     | 文部科学省<br>総合教育政策局<br>教育人材政策課            |
|          | 大学の職員証、<br>学生証   |   | モデル事業実施と実施結果等を<br>踏まえた大学関係者への周知  | 国立大学法人の中期目標・中期計画への反映                         |                     | 文部科学省<br>高等教育局<br>国立大学法人支援課            |
|          | 障害者手帳  |   | 障害者手帳情報のデジタル化等の推進  |  | インターネット<br>予約対応     | 厚生労働省<br>社会・援護局<br>障害保健福祉部<br>企画課      |
|          | e-Tax等   | マイナポータルとの連携開始<br>(年末調整：令和2年10<br>月、確定申告：令和3年<br>1月) | 年末調整や確定申告手続に必要な情報について、マイナポータルを通じて一括取得し、各種申告書への自動入力を開始<br>なお、マイナポータルから入手できる情報については、税制改正や予算の措置状況等を踏まえつつ、今後順次拡大予定 |  |                     | 国税庁長官官房<br>企画課                         |
|          | taspoカード   | 業界団体等における開発・<br>導入の検討状況についてヒ<br>アリングを実施             | マイナンバーカードの普及状況を踏まえ、<br>業界団体等における開発・導入を検討   |  | 自販機に順次導入            | 財務省理財局<br>たばこ塩事業室                      |
|          | 社員証等   |   | 事業者向け周知・広報   |  | 進捗状況等に<br>応じた対応     | 総務省自治行政局<br>住民制度課                      |
|          | 運転経歴証明書  |   | 運転免許センター等における運転経歴証明書が発行済であることを表示するシールの交付   |  |                     | 警察庁<br>交通局運転免許課                        |
|          |  |   | マイナンバーカードと運転免許証の一体化を踏まえた、運転経歴証<br>明書の在り方の検討  |  | 検討内容に応じた対応          |  |
| 公共サービス   | 利用拡大の推進<br>(・公共交通サービス<br>・図書館カード<br>・その他地方公共<br>団体発行カード) |   | 先進又は優良事例の周知・横展開及び多目的利用の推進に<br>よる普及   |  | 進捗状況等に<br>応じた対応     | 総務省自治行政局<br>住民制度課<br>自治行政局<br>地域情報化企画室 |
|          |  |   |  |  |                     |  |